

第四十回国会 大蔵委員会 議 録 第十六号

(二六二)

昭和三十三年三月一日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事 嶋田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 有馬 輝武君

理事 平岡忠次郎君 理事 堀 昌雄君

足立 篤郎君 伊藤 五郎君

岡田 修一君 金子 一平君

藏内 修治君 篠田 弘作君

正示啓次郎君 竹下 登君

津雲 國利君 永田 亮一君

濱田 幸雄君 藤井 勝志君

古川 丈吉君 坊 秀男君

吉田 重延君 久保田鶴松君

佐藤觀次郎君 田原 春次君

滝井 義高君 芳賀 貢君

広瀬 秀吉君 藤原豊次郎君

武藤 山治君 横山 利秋君

春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

大蔵事務官 (主税局長) 村山 達雄君

大蔵事務官 (銀行局長) 大月 高君

国税庁長官 原 純夫君

委員外の出席者

大蔵事務官 (大臣官房財務調査官) 有吉 正君

大蔵事務官 (主計官) 岩尾 一君

専門員 披井 光三君

二月二十七日

委員宇都宮徳馬君辞任につき、その補欠として濱地文平君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員武藤山治君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中嶋英夫君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日

委員武藤山治君辞任につき、その補欠として滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として武藤山治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

法人税法の一部を改正する法律案及び国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 私、きょうは所得税法の一部を改正する法律案について、大蔵当局に質問をしたいと思いますが、それは退職年金に関する問題でござい

ます。

実は、日本の民間企業で退職年金が非常に普及してきている原因というのは、国内的に見ますと、企業自身が相当に大資本を擁して健全になってきたということ、それから労働組合自体の内部に、福祉的に老後の問題についての認識が高まってきたことが、国内的に企業年金が発展をする一つの原動力をなしてきていると思います。国際的に見ても、米国内に特に退職年金制度が普及してきた。そのほかに、ILOの鉄鋼業における補足的年金制度に対する結論というのが一九五四年に出たのですが、こういうものが影響を与えて、一九五二年ごろから本格的に退職年金制度への胎動が見られるようになった。特にこの数年は予想外の退職年金制度の発展を見ておりまして、いろいろ私も調べてみました。企業によっていろいろのやり方をしている。ある人は千あるいは二千の会社

ろいろな説があるのですが、こういう新しい制度を法人税に設けようとする大蔵当局は、現在日本の企業で、一体どの程度のものがこういう退職年金制度というものを企業の内部に持っているかと把握しておりますか。

○村山政府委員 ただいま先生の御指摘の通り、この制度は、民間におきまして比較的最近の発達にかかっているものでございまして、従いまして、また、その税制上もまだ制度としては乗っかっていないわけでございまして、実はわれわれの方でも、あまり詳細にはわかっておりません。ただ、この制度を作るにあたりまして、できるだけ調査したわけでございしますが、これもいろいろなところの調査でございまして、あまりつまびらかじゃございしません。これは三十四年四月の、日本団体生命保険調べでは、現在適用しておるものが二百四十社だと申しております。三十四年十二月、これは去年の十二月ですが、関東経済連盟の調べでは、今度の制度ができる(いう)準備を完了した会社数は約五百社である、こういう発表をしております。いろいろございしますが、われわれがそれらの数字を調べ、あるいは直接いろいろ聞いて調べましてはつきりしておりますのは、二百八社ぐらいについては若干その内容がわかっています。今のところ大体その程度でございまして、業種別、規模別、資本別、階級別もある程度わかりますが、総体の数そのものが、そのよ

うなことで調べるところによって若干違っておりますが、まあ三百から五百ぐらいの間ではなからうかというものが、大体われわれの観測でございまして。

○滝井委員 この退職年金の種類というものは、退職一時金というのが、大体多いと思うのです。ところが、最近終身年金制のものも出始めてきているのですが、その推移は一体どういう形になりつつありますか。

○村山政府委員 われわれが調べた範囲では、大体今の、第一に退職給与引当金制度がございしますが、これとの関係で、併給するもの、それから年金単給のもの、それから選択制のもの、こうありまして、しかも、それぞれ併給なり単給なり選択制のものについて、観念的には有期のものと、それから終身のものが考えられますが、われわれの調べた範囲では、終身制度というのはまだ見当たっておりません。

○滝井委員 そうしますと、その場合における掛金は事業主側だけが拠出をしておりますか、労働者側も拠出をしておりますか、あるいは両者併用のものが多いのですか、その傾向はどういうことになっておりますか。

○村山政府委員 大部分は事業主が負担しているようでございしますが、一部従業員も掛金を持つという形のものも若干見受けられます。

○滝井委員 その場合に、大体掛金は、大部分が事業主で、一部従業員がかけているのが見られるということですが、その場合の年金の支給額です

ね、年金の支給額は、一体、月にしたら最低のものでどのくらいで、最高のものがどのくらいになっておりますか。たとえば大学卒と中学卒くらいに分けていただければけっこうだと思ひます。

○村山政府委員 詳細なことはまだわかりませんが、今私の手元にありますのは、無拠出制で選択制をとっているところでございますが、これは千円単位で月五千円から二万五千円まで任意である。これはつまり退職給与一時金です。現行の退職給与引当金の制度も同時にしておりますし、それはそれででもらえるわけですが、選択制でございまして、月五千円から二万五千円まで。これは有期で十年、十五年、二十年とございますが、これは隨意にとつていく、そうしたら、その分はその支給時の現在価値に還元いたしまして、それで支給すべき退職一時金からそのつど差し引きます。こういう方法をとっているのでございます。従いまして、先ほどの選択制の例でございますので、これが単給の場合にははたしてどうなるかというものは、ちょっと形が違ふのじゃないかと思ひます。もしあれでございまして、後刻単給制のものについて調べまして御報告申し上げたいと思ひます。

○滝井委員 できれば資料として、今のこのように会社がつていっているのと、それから掛金の併給、単給、選択制の実態、それから事業主だけがやっている場合と、事業中も労働者も両方掛金でやっている場合、それから今の支給の金額を、単給の場合と、併給の場合と、選択制の場合と分けて、その全貌と、一番典型的な例を一表、

表にして出していただきたいと思ひます。

○村山政府委員 ただいま御注文の点はさつそく出しますが、わかつては限り今申し上げます。

ここの調べは二百四十九社でございますが、そのうち併給をとっておりますのが百九十三社、単給が二社、選択制が五十三社ということになっております。

それから拠出、無拠出の関係でございますが、拠出制が八十七でございます。これは一部拠出でございます。それから無拠出制が百六十二という数字になっております。

それから年金支給期間、だいたい終身のものもあつて、これで見ますと、同じく二百四十九社のうち四十一社が終身、有期五年が五十一社、十年が八十社、十五年が三社ということになっております。今わかつていのは大体その程度でございますが、詳しいことは後ほど調べた上で御報告申し上げます。

○滝井委員 大体今の御説明で、現在行なわれておる私的退職年金の概要を御説明いただいたわけですが、

そこで少し本質論に入ることになるわけですが、税務当局は、今度新しい退職年金の制度に、その積立金については法人税を課することになるわけですが、この制度が民間の企業が政府と契約をしていける厚生年金に一体どういう影響を及ぼすと判断されるかということですが、御存じの通り退職年金制度というものは、私が一番初めに指摘したように、何としても労働者の老後に對する自覚というものが大きな呼び水となつたことは確実です。従つて、それと

同じような制度である国の厚生年金——現在厚生年金に加入しておる人は千五百八十二万四千九百九十九人、昭和十七年度の予算ではその程度の被保険者の数を見ているわけですが、この制度を実施することによつて、これに一体どういう影響がくると判断されておるかということですが、

○村山政府委員 現在の時点でこの制度を起すことは、現行の厚生年金制度には直接の影響はないものと私は思つております。ただこの制度を作るに際しまして、厚生省当局ともいろいろと打ち合わせたわけでございますが、将来この厚生年金制度の拡大を特に金銭的にあつていき、それを社会保障制度の一環としてと基本給付金額を上げるとかいうことになって参りますと、そこには関連がある。しかし、現状ですと今の厚生年金制度は強制実施されておられて、すべてがそれを履行しているわけでございます。従つて、その方が下積みということになりまして、余裕のある者がやるわけでございます。その点につきましても、現在の退職給与引当金の制度と全く同じでございます。それぞれ労働使でもって御相談なさつて、厚生年金はもちろんなるわけでございますが、そのほかに退職給与引当金というものをやるか作らぬかということとは任意でございます。余裕のあるところは作つていけるわけでございますが、それのかわりに今度は年金制度にするか、さらにあるいは併給にするかという問題でございます。従つて、これらの制度の下積みには厚生年金制度があると考えますれば、直接には関係はないということとが言えるかと思ひます。

○滝井委員 そこが少し認識が違ふわけですが、そこで認識の違ふ点を明らかにしていきませんが、現在民間の給与支払い総額の中で、退職金の占める率というものはどの程度ですか。

○村山政府委員 今ちょっと意味がとつかないわけですが、おっしゃいます点は、民間の会社なら会社が従業員に支払う給与、賞与、それから退職資金がどれくらいか、そのうち全体を一〇〇とした場合に退職金は……これは今ちょうどその資料を持てておりませんので、いずれ午後からでもわかつていける限りお出ししたいと思ひます。

○滝井委員 実はここがこれから議論するポイントになるわけですが、これは専門家の村山主税局長御存じの通り、給与の支払額の中で退職金が給与の支払いを非常に圧迫するかしれないかというところが問題なんです。これは企業が今まではこういうものを一時金としてやつておつたものを、年金でいくにしても、終身年金にしても、やるというところは、簡単にいへば分割払いになるわけですが、これは三才の童子といえどもわかる。今までのように百万とか二百万とか一時に払うよりも、それは企業の経営にとつては重圧にならないわけですが、だから、私が年金の月の支給額は幾らですかとお尋ねするのはそんなんです。これは五千円とか二万五千円ならば、企業は割合簡単に支払つていけるわけですが、これは私は、午後からはちょっとおらぬからあるいは次回になるかもしれないが、資料として出していただきたいと思います。留保しておきます。これは非常に重要なことになつていけるわけですが、ここから厚生年金に關係

が出てくることになるわけですが、御存じの通り大企業における労働者は全部厚生年金に加入しているわけですが、五人以上の事業場は厚生年金強制加入です。それから全部加入してはいます。法律で除外された者以外は全部加入してはいます。現在厚生年金の保険料の半額は事業主持ちです。最近における日本の雇用構造といふものがどういふ工合に変わつてきているかといふ、独立自営業といふものは少なくなつてきている。農村から都市に向かつて一年に約五百万人以上の人が移動するわけですから、これはほとんど雇用労働者になる。雇用労働者の形ではあるのは、たとえば政府管掌の健康保険と組合管掌の健康保険を見ると一年間に約二百五十万、そのことは何を意味するかといふと、厚生年金にその数が大体あつていくといふことを意味する。そうすると、企業のこの保険料——特に企業といふものは厚生年金、健康保険、失業保険、労災は全部自分持ちです。こういうものををしますと、千円について百二十円程度、ちょっとそこははつきりしてませんが、百二十円前後払うわけですが、これは企業にとつては大へなこととす。そこで今後厚生年金の掛金が問題になつてくる。なぜならば事業家にとつては出て行く財源は一つです。そうしますと、これは村山さん御存じだと思ひますが、厚生年金は五年に一回計算のやりかえをするわけですが、現在厚生年金は定額部分と報酬比二千円、年間二万四千円、それに報酬比例部分を加えてもわずかです。ちょうど岩尾さんが来ましたが、今、厚生年

金のことをちょっと尋ねている。岩尾さん、今の厚生年金は、あなた御存じの通り定額部分と報酬比例部分があるのです。これは今平均したら、あれは二十年でもええですね。飯内夫が十五年、一般の勤労者が厚生年金を二十年掛けてもらう月額の手取りは、一体今ほどの程度ですか。

○岩尾説明員　こまかい計算をしていませぬけれども、大体三千円ぐらいでございます。

○滝井委員　今証人が来ましたが、三千円です。わずかに三千円です。そこで、今世論はどういう世論に向かいつつあるかというと、日本は老人人口が非常に増加をした、急激な増加です。これは短期のいわゆる健康保険、疾病保険よりか老齢年金に対する輿望が非常に強くなった。今日の紅顔の美少年も、これはもうすべて例外なく明日は白髪の老人になるのですからね。病氣はそうしょっちゅうはならないのです。これは例外があるのです、死ぬときはみんな病氣で死にますが、とにかく老人にならない人はいないでしょう。ここにこれだけおられるが、これは全部老人になる。確實です。これは真実なんです。従って、これに対する熱望というのが非常に強くなつて、今岩尾さんが御説明になったような三千円程度の厚生年金ではだめだからこれをふやしてくれという要望が強いのです。これはやはり今五千円から六千円にしてくれ、少なくとも七千円にしてくれという要望が強い。そうしますと、これは企業の負担が飛躍的に増加するのです。昭和三十四年に一回改定をやりまして、今度三十九年です。ところが、三十九年にこれの改定を突

施しようとするならば、年金は非常に積み重ねの計算が要りますから、一年半から二年完成までにはかかる。そうすると、ちょうど今作業中です。作業が今本格的になろうとしているときです。その前に、今度は企業の内部で、こういう退職年金、私的年金を奨励するような制度が出れば、一体どういふ結果が出てくるかというと、厚生年金は進まないのです。それはすでに殷鑑遠からず、例があるのです。どういふ例があるかというと、健康保険組合と政府管掌の健康保険を見てもらいなさい。これは医療の内容で貧民と貴族の差がある。一方は付加給付があつて、家族までほとんど無料で見てもらえるところがあるのです。そうして大企業は、保険料の事業主負担分というものはほとんど全部出すのです。たとえば一番典型的なものは、銀行のごときは、労働者側は千分の六十五のうち十か十一、はなはだしいところは十以下しか出さないのです。そして事業主側がほとんど全部持つわけです。こういう形になっているわけです。ですから、これはこういう制度になれば、年金に金を出すことは事業主はいやになるわけです。なぜならば給与総額における退職金の占める比率は非常に増加してきつた現在の現状で、これをまた三千円のものに六千円にすれば、今の倍は出さなければならぬことになるのです。そうすると、企業は一方においては世界的な傾向としての私的年金と国が強制的に適用する厚生年金との板ばさみにあうわけです。これがこの法案を提出した理由だというのが私の断定です。私の見通しです。そうすると、一体大蔵当局は、日本の貧しい九千四

百万の国民の老後を保障するこの厚生年金制度というものを、春秋の筆法をもつてすれば、大蔵省は、この法人税を制定することによっていわばじやまをするようになる。だからこういう点に対する認識というものが今の村山さんの答弁は欠けておるのです。もう一つ、二つ、三つ先のところをやはり考えていただかなければならぬ。厚生省はちやうど作業中ですよ。これをもしあなた方が今度の国会で御通しになつてしまえば、もう厚生年金は来年度から岩尾さんがいかにがんばつてやろうとしたってだめです。この点に対して私のはる御説明申し上げましたけれども、これを立法をしたのは、そういう厚生年金との関係は直接関係がない、間接的にはいろいろあるかもしれないけれども、それはちやうど納得しない。

○村山政府委員　先ほど申し上げましたのは、厚生年金を改定する場合にどういふ影響を及ぼすかということを示し上げたわけではございません。現在の厚生年金はこのままである。ここでスタートした場合には、もっぱら現在の任意の退職給与引当金との間に振りかえが行なわれるか、あるいはブラス・アルファ、それは一番下積みで強制されておる厚生年金があり、その上に任意の退職給与引当金があるわけでございます。ですから、現状ではそこで振りかえになるであらう、そういうことを申し上げたにすぎないわけでございます。

それから先ほどの企業に対する圧迫という問題でございますが、そのためにこそ、その一時金も支払わないように退職給与引当金を損金勘定で毎年毎

年現在引き当てを認めているわけでございます。それで先ほど申しました三十九年にこの厚生年金の規模を拡大する計画があるということは、これは厚生省の方から承つております。従いまして、われわれといたしましては、現在のようにだんだん平均寿命が延びていく場合に、老後の保障としてこの社会保障制度がだんだん拡大していくということは望ましいことではございます。この年金のうちどこまでくるかわかりませんが、この発達したであろう私的年金と当然そこを振りかえがあるものというふうなことを考へておられます。そのときの制度の切りかえ方等についてはだんだん打ち合わせ中でございます。ただ今のところ、聞いたところでは、厚生省の方で今の厚生年金制度を具体的にどう切りかえるのかということまでまだ案ができておりません。聞くところによりますと、先ほどお話のありましたような定額の二万五千円分、これを六万円にするとか、あるいは報酬比例部分、これも相当上げるとか――しかし報酬比例部分になりますと、御案内のように、大企業と中小企業とは相当違います。それにしても大企業と中小企業をまたなう報酬比例部分だけは、厚生年金に持つていく、その上、大企業の方で報酬比例部分の上積みが出てくる。これを一体どうするか、こういう点までの話でございますが、何分にもまだ厚生省も作業の途中でございます、まあそういういろいろな御構想があるから、そのときには切りかえてもらいたい。そのときに、同時にそれがもし厚生年金に移り変わるようであれば、税の方の制度

としても同時に移り変わるようにしてほしい。税の方のことを申し上げますと、現在のところ社会保障制度につきましては、本人の掛金は全部所得から控除いたします。それからそのかわりにもらったものは、一時金でございすれば退職所得にいたします。年金であれば給与といたします。その場合、運用益に対しては課税いたしておりません。それだけの税制上の違いがあるわけでございます。それで掛金について給与所得の課税は行なわない。これだけの違いでございまして、その切りかえ措置だけを考へておけばこれは決してマイナスになることはなからうというふうな考へております。

それからもう一つ申し上げておきますが、今度の制度は、税法の上から申し上げますと、これは別に恩典でも何でもない、要するに掛金を出す法人の経理上損金であるか損金でないかという問題にすぎないわけでございます。従いまして、条件を縛りまして、それが最終的に企業からの支配を離れる掛金である。もっぱら従業員の将来の年金原資に充てられて、それが再び企業に還流することはないという保証がありますれば、これは当然法人税の計算上損金たるの性質を持つわけでございます。ただ、その場合問題になりましますのは、その運用掛金について非課税にいたしますと、そこに税金のかからない膨大な資金が出るわけでございます。それは御案内のように、今日の状態から言いまして、現在の制度というのは、ある程度今のところ残念ながら大企業に限られるのじゃないか。中小もあるかもしれないが、比較的大企業に限られる。そこにその運

用益を課税しないという事は、いかにも不穏当だということ、今度ここに提案してございますように、その運用益につきましては、所得税に対する課税の留保分、遅延分といたしまして、いわば所得税の遅延利息に相当するものを単に法律技術の上で法人税という名前であつておるといふにすぎないものであります。従いまして、これはそういう意味で、税の方では優遇でも何でもないものでございまして、こういう形を持ってくれば当然損金になるというわけでございします。

なお先ほど申し上げましたように、繰り返して申し上げますと、社会保障制度の拡充の場合には、われわれも厚生省と十分打ち合わせの上、この制度が円滑に移り変わるようにという研究は、目下両省で共同的に進めておる、こういう段階でございします。

○滝井委員 今度の改正が一体企業に何ら恩恵のないものならばあつてやる必要はないと思うのです。これは逆説的に言へばそうなる。厚生年金はもうすでに今作業中だし、次の通常国会には提出されます。次の通常国会にやらないければ、三十九年から変わるのですから間に合わない。だから次の通常国会といへば、三十七年の終わりが三十八年にできるわけです。そしてそれが実施されて三十九年から動くことになるわけです。こゝに、二年のことだからあつてゐることはないのです。

それから恩恵がないとおっしゃいましたが、これは今までは有期の年金は退職引当金の対象になりますけれども、終身のものはないのでしう。今度は終身のものも引当金の対象にするのじゃないですか。

○村山政府委員 やや誤解があるかと思ひますが、現在、退職給与の引当金で引き当てる場合に損金になるのは、今直ちにやめても、もたらえるであろう金額つまりその意味でもって、会社からいへば債務の確定しておるもの、従つて停年退職ではございせん、今すぐやめた場合には、自己の都合による退職一時金はベースが違ひます。そういう、やめてもすぐもたらえるであろうというものの、同時に会社の労働協約その他におきまして、いつやめてもくれるというものははつきりしている一時金に限つて損金にしてゐるわけでございます。問題は、会社の中には、すでに現在二十年勤めておる人がやめれば年金を差し上げますという、そういう労働協約を結んでゐる、年金としてやるというものがあるわけでございます。しかもその場合に、まだ在職十年の人についてはその債務は企業側から見まして確定しておりません。ただ二十年たった人については債務が確定してゐるはずでございます。従いまして、われわれの方でもそういうものについて、もちろん現在の退職給与引当金の中で損金として計上してゐるわけでございます。その場合、有期であればすぐ計算が単純にできるわけでありまして、今もすでに受給資格が発生してゐますから、そうするとあなたは何年というところで計算ができます。でき

ますが、無期のものについては法律にその規定がなかったというにすぎぬわけでありまして、それは計算ができないことはなかつたわけでありまして、はつきり申しますと、平均余命で将来の期間を計算することは可能だつたわけですが、それをやつていなかったといふことにすぎぬわけでございます。今度はいかにもそのことは、法律の規定はなくても、おそらく税務の取り扱いにおいても、無期のものについては平均余命で計算するのが普通でございまして、それを今までやつてなかつたのをやろうというにすぎぬわけでございます。ですから、おっしゃつたようなこととはやや違ひなわけでありまして、

○滝井委員 私の質問は、今までは有期の年金しかやつていなかったはずですが、今度この法律で終身のものをするにすることになるでしょう。こう言つてゐるのです。これは当然やることになつておつたのだが、法律ではそういう仕組になつていなかったから、こうおっしゃるけれども、これは終身のものをするにすることになるでしょう、やらないのですか。

○村山政府委員 ちょっと、あるいはまた私の説明が足りないために言われぬのかも知れませんが、現在の退職給与の引当金というのは、実は内部留保なんです。内部留保にもかかわらずわれわれが損金性ありと認めてゐるゆゑのもの、債務性があつたといふところなんです。ですから一時金であらうが年金であらうが、債務性のあるものは引かねばならぬわけでございます。ところが実際の労働協約その他においては、ほとんど退職一時金について労働協約が結ばれておりますので、その限度において債務性が確定してゐる。ただ中には、すでに在職二十年たつてゐる者については、年金を支給するといふ労働協約その他の定めがあるものがございまして、すでにその個々の従業員を見た場合に、二十年たつてゐる人については債務性があるわけござ

います。従つて今度の制度を待つまでもなく、そういう人たちについては、現在の内部留保の方法による退職給与引当金制度の中で運用できるはずだ、こう申し上げておるわけですが、しかしその場合、そこが問題でございまして、無期の場合といへども、終身といへども余命計算できたはずのところをしいなかつた、こう申し上げてゐるのです。これはいわば税務当局の方が気がつかないか、あるいは極端にいへば若干不親切であつたか、こう申し上げておるのです。今度やろうというの

は外部提出で持つていこうというのです。そこの方は今度是有期であらうが終身であらうが当然やるわけでございます。

○滝井委員 それはわかつてゐる。退職給与引当金の制度に當たるものは内部留保のものなんです。しろうとだけれどもそれは勉強してきていますから、そこはあまりくどく言わぬでもわかつてゐる。あなた方はバランス論でいつてゐるのです。今までは税法は有期のものしか認めていなかったのです。無期のものをみんな損金にしてやりましたか、やつていなかったはずなんです。今度はこの法律の改正でそれができることになるところに私は問題があるといふのです。なぜかといへば、厚生年金とこゝで関連が出てくるのです。こゝでますます出てくるのです。だから、これは一國の社会保険全体に関連をするから、バランスだけではないといふことがこゝにあるわけなんです。税法といふものは、バランスばかりではなくて、ある程度政策なんですね。これは自由民主党の

政策として出てくるわけですが、バランスだけでいくというならば、与党の税制制度なんというのは要らぬわけですが、これはやはり一つの政策として出てくるわけですから、今まではそれはやつていなかった。ところが今度、あなた方は債務性がある、なるほどそれは債務性であるでしようけれども、債務性だけでいいますと、各種の準備金や引当金なんといふものは、利益の留保たる性格を持つてゐるものがたくさんあるのです。債務性がないものはないとある。租税特別措置法なんかが一貫していくといふことになれば、これは明らかに、各種の準備金や引当金の中で、利益の留保たる性格を持つてゐるものはうんとある。それは債務性は退職給与引当金が一番ある、そういう点では私は意見の一致を見るわけですが、あの今までやつていなかった無期の年金にまで今度の制度を拡大するこゝとは、厚生年金がはつきりするまで待つたらどうだといふのが私の意見なんです。外に積む社外の方はこれからやります。今は社内のこと、それもその根本をやつてゐるのですから。そこで、その論をもう少しわかりやすくやるために、今一体企業の内部でこの退職給与引当金として積み立てられておる、内部留保されておる金額は一体どのくらいあります。そうしてしかもそれが一年にどの程度増加しつつかあるのか、これを見てみればすぐわかるのです。

○村山政府委員 今おっしゃつてゐるのは退職給与引当金だけであります。

○滝井委員 そうです。内部留保です。

○村山政府委員 三十六年度予算でございしますが、三千七百九十八億円になっております。

○滝井委員 そうしますと、最近一年に大体どの程度ずつ内部留保が増加しつつありますか。

○村山政府委員 あまり古いところを申し上げてもなんでもございしますが、三十三、四、五、六とございしますが、三十三年度では三百四十三億、三十四年三百三十億、三十五年四百五十四億、三十六年五百九十億でございします。

○滝井委員 ごらんの通りですね。飛躍的に増加をきているわけですね。

今度この措置ができたために五百億をこえますよ。あなたがさいせん御説明になったように、すでに閣東経営者連盟で準備完了五百社こう出てきておるわけですね。終身のもの認めれば、これはウナギ上りです。現在すでに三千七百九十八億に、年間五百億から六百億、これが加わっていきば、内部留保は飛躍的に増加するわけです。この内部留保の金はこういう工合に資本の内部では使われておりますか。

○村山政府委員 今ちょっと前段の話ですが、今度の企業年金がございしますと、これは内部留保にはなりません。外部拠出でございまして、企業の支配下を離れるわけにございしますので……。

○滝井委員 それは全部外部にならないです。

○村山政府委員 いや、それならば、従来の退職給与引当金の中でやるという問題でございします。

○滝井委員 今、退職給与引当金のことを議論している。外のことを議論してはおらぬ。外を言わぬで下さい。外

はあとで尋ねますから……。

○村山政府委員 この運用は何に使っても自由なわけですね。ただ御案内のように、特定預金として、この二割五分相当額は政令で指定する預金とか、そういう換価容易なもの、確定なものに運用しなければならぬということになっていくわけにございします。それ以外の制限は税法上ではございしません。

○滝井委員 何に使ってもよろしいということは、——企業の運転資金に使うわけですね。ここが重要なところなんです。そうしますと、あなたの今の議論をそのまま借用すれば、労働者の老後を保障するために、当然支払わなければならぬと債務が確定しておるのです。そうでしょう。その確定しておるものを企業は自由に使うわけですよ。そうしますと、これはアメリカでも日本でもパニックが一九二〇年から三十年に起こった。このときに一体アメリカの私的年金はどういう運命をたどったかという事です。あるいは日本

の厚生年金は、国が保証しておいたにもかかわらず、どうい状態になったかということ、これを考えなければいかぬのです。これを税制で、退職給与引当金という事で終身年金が今度は拡大をするような形をとっていくという事になれば、これは増加をする。二割五分ですから、その四分の一はなるほど社外に特定預金として持つていってありますけれども、残りは自由に使われるわけですね。そうしますと、スライドを一体確実に認めてくれるのかどうか、それから企業が倒れたときにだれが保証するのか、こういう点から見れば債務の確定しておるもので、しかも恩典として税法上の損金算

入を一部認めるというような、こういうものを奨励をすることがいいかどうかという事です。今のこの日本の脆弱な動揺したならざる経済のもとでいのかどうかという事です。当然こういうことをやる前に、そういう金をどうし税金でとらなければいかぬと思

うのです。そして税金で取って、今度はそれを国の厚生年金の国庫負担に回すのです。今国庫負担は一割五分しか出ていない。零細企業を中心として、平均したら一事業の従業員が、あそこ二十五人以下の企業は労働者が、あそこ二十万集まっております。そういうところにこれを税金で取って回すべきだと思ふのです。年間二百十億の金が集まるのですから。今の日本の段階では、こういうところに恩典を浴させる必要はないのです。ところがこういうものが先行し、まかり通って、そういう零細な中小企業の層にはちと

も行かぬのです。ここでもまた岩尾さんにお尋ねすることになるわけですが、今零細企業のために中小企業の退職金共済制度というものができて、中小企業の退職金事業団というものができていくわけですね。そうしてこれはたぶん一口千円まで、二百円以上、二口以上千円までで事業主がそれに見合った掛金を積み、労働者がやめたときにその退職金をくれることになるわけですね。これだつてわずかしが国が出しておらぬわけですね。いわゆるバランス論からいけば——何も税法上だけのバランスが問題じゃないのです。日本国全体のバランスがどうなんだということ

です。池田内閣が所得格差をなくしようという政策をおとりになるからには、こういう厚生年金とか中小企業退職金共済制度というものが先行されなければならぬ。その先行するための財源はどこから持ってくるかということ、こういうところの企業から税金を取り上げる以外に日本には方法がないのです。ところがこれが税のバランス論だけで、狭い範囲のいわゆる井蛙の見です。井戸の中から天井をのぞくような見解で、バランスだけでやっておたら、とてもこういう岩尾さんの方のそういう政策を進める財源なんか出ないのです。ふえやしないのでしよう。これは社会保障を担当する主計官として、こういう制度が一体まかり通っていいかどうかということですね。これは大蔵省の内部問題だから、まず井戸の中で先に見解を統一してもらふ必要があるのです。こちらは局長さんだし、向こうは主計官ですから、なかなか心に思つて口まで出しておても言えぬと思ふのですが、そういう立場がある。そこでどうせこれは大臣に一ぺん来てもらわなければならぬのです。本の社会保障制度の根本論ですから、大臣に来てもらわなければならぬので、ちよつと岩尾さんに答弁を求めるとは気の毒だと思ひます。そこで積立金の現状というものはウナギ登りに増加をきていくわけですね。ここで今度関連が出てくるのは、しからばこういうようにウナギ登りに上つておるといふことは、それだけ退職金を企業内部では積み重ねなければならぬという事態が起つてきているということを意味するわけ

です。積み重ねなければならぬけれども、今度は岩尾さんの方の所管の厚生年金の保険料率を上げると、ここの金がこれに回ることになるのです。ここの金が回ることになることは経営者に

とっては一大苦痛なんです。なぜならばこつちに回つたんで自分の企業の内部でこの金を使うことができない。使うことができないばかりでなくて、厚生年金に積立金が回ると——今企業はこの金を借りております。この金を借りて、企業の住宅を建てたり病院を建てようとする、六分なり六分五厘の利子を払わなければならぬ。ところがこれを社内に留保さえしておけば、利子を払わなくて自分で自由に使えるのです。大蔵省や厚生省に頭を下げなくていいんです。天下泰平ですよ。この制度の中にはこういう気がついていない。こういうからくりが単なる税法の中の一行か二行でまかり通つたら大へんです。いかにそれは、日経連が力強い、あるいは自由民主党を力で押さつておるといふたつて、こんなことがまかり通られたら大へんなことです。だから私はこれはやめてもらわなければならぬ。社会党は断然これは削除だといふのです。私は党内で強硬な主張をします。削除しなければいかぬ。こんなものを許しておつたら大へんです。

そこで今度岩尾さんにお聞きすることになる。今の厚生年金の掛金の中で、比例部分と定額部分と家族付加給付部分があります。これは遺族年金その他をやります。この厚生年金の保険料の中で、比例部分のパーセンテージが幾らで、定額部分が幾らで、付加給付部分が幾らであるということをお調べになったことがありますが、これはあなた方が保険料の想定をなさる場合には当然これが基礎になるのです。そうしなければ年金のあれが出

五

てこないのですから。

○岩尾説明員 御質問は今の厚生年金の保険料の中でどういう配分になっているかというところかと思いますが、計算の方は保険料全体で考えておりますので、こまかく分けては計算しておりません。

○滝井委員 それは計算しないとおれが出てこないのです。たとえば定額部分は二万四千ときまっておるのですから、これに見合う保険料は幾ら、こうなるのです。そうならなければならぬ。これはあれだつたら一べん次会までにはつきりしていただきたい。

そこで今質問をしましたが、この質問部分がちよつとはつきりしない。これがまた重要部分なんです。一体比例部分がどの程度占めているかによって事業主の負担が違ってくるのです。そこで村山さんにお尋ねします。今あなた方がこういう制度をおとりになろうとしておるが、一体ヨーロッパ諸国はどうなんだということですが、これが大事なところなんです。また日本の年金というのはヨーロッパ諸国を相当まねしてきているのです。だからヨーロッパ諸国ではこういう退職年金制度というものはどうなっているか。これはあなたの方の税制調査会の討議ではちゃんとやられていますよ。

○村山政府委員 いろいろ御質問がありました。最後のところの外国の制度でございますが、これは外部拠出しが認めないという国と、それから外部拠出も内部も、内部においても債務確定したものについて認めるというように、併用している国とがございます。前段の外部拠出しが認めていない国は、全部調べたわけではございません

が、米、英、国がその方でございます。ドイツは、どちらにも債務性があるということ、任意にどちらを選んでもけっこうだということになっております。

それから先ほどお話がございましたが、今の退職給付引当金について有期にとどめないで無期を認める、非常にそれがふえるというの、どうも私は実感として出ないの、どうも私は現在でも受給資格のあるものについて債務性があつて、税法には損金に認めておるわけですが、損金であるものを税法上特にはかの政策の必要上損金を否認しろというお話であれば別であります。それは税務の方の執行上の手落ちだ、はつきり申しまして、私はそう思っておりませんが、有期について債務性があるのなら、無期についても債務性を認めてちよつと差しつかえない問題である、そのことによつて、それならどのくらいふえるか、ふえるふえないは二の次の問題であります。が、実感からいって、私はふえる気がしないのであります。と申しますのは、今のうちに内部留保制度で、現在そのも年金額を認めているところが非常に少ないわけでございます。今度のものは受給資格が生じなくとも、外部に拠出すれば認める。従つて、企業にとつても、もう一方に利権があるわけでございます。内部留保の方はいつでも受給資格の生じているものでなければ債務性なしということでございます。そういうことはほとんどないわけでございます。おそれる従業員相互のバランスからいまして、すべてのものについて掛け込めという

ことになるにきまつておると思うのです。だから、なかなか年金制というものが内部留保の場合にはいられない。それは税法の方で債務性のあるものも認めていないというところのためだろうと思つて。今度のことはそうではなくて、受給資格がなくとも、その支配権を最終的に放棄するならば損金性があるのじゃないか、ここにあるわけでございます。で、おっしゃるやうに、現在の内部留保制の中に現在の有期のほか、無期についても一定の計算方法で、その計算もただ計算方法を示すというだけにかねわけてですが、その計算方法を示したからといってそれが急にふえるというところは、われわれには考えられないわけでありまして。

○滝井委員 有期は今まで手落ちであつた、当然やるべきであつたと言つても、何ぞ気づくことのおそかりい、ずいぶん言っているのです。口と口とでは重宝なもので、そのときそのときでどうでもできる。根本論のところはどうも保険局にもちよつと来てもらわなければいかぬところにております。そこで、税法の根本論のところは次会に譲つて、今度は税法の各論のところに入っていきます。

この企業年金の税制整備による国税の減税額は、一、初年度幾らで、平年度幾らになりますか。

○村山政府委員 初年度七億、平年度二十三億程度と見ております。

○滝井委員 なかなか莫大な額です。今、政府管掌の健康保険に一千万の中、小企業の労働者が入つておるのです。これは一体事務費以外に国の予算を幾ら出しておりますか。

○岩尾説明員 三十六年度は八億、三十七年度は五億。

○滝井委員 ごらんの通りです。わずかに五億ですね。この二十三億の減税がありましたら、もう健康保険は天下泰平です。こういう事態なんです。もう少し大蔵省内部の討議をやる必要があるのです。活発な省議を開いて、そうしてやはり均衡論、バランス論でいくなら、国民全体のバランスをとらなければいかぬ、税法だけのバランスでは、こういう大きな手の手から漏れてくるにまつてしまふ。そこで今度、今、内部留保の問題をやつたので、外のものについて少し質問します。今度の改正で社外留保をやる。その場合に保険会社や信託に預けることになるわけですね。社外に留保できる機関というものはどういふところだけになつておるのですか。

○村山政府委員 今考えておりますが、何分にもこれは外部拠出でございます。その運営については会社は責任はないわけでありまして。しかもそれは従業員の年金原資になるわけでございますので、確実安全に運用するものでなければならぬと考へます。この制度のスタートにおきましては、それに適するものとして信託会社、生命保険会社だけに限定して参りたいというふうに考へておるわけでございます。

○滝井委員 私、何か本を読んでおつたら、銀行は今まではサービスといへばカレンダーがマッチ箱、それからまあ手ぬぐいというものがサービスの限界だった。ところが最近銀行のサービスのニュー・フェイスが出てきたというのを讀んだことがある。それは何ぞやと思つたら、最近国民年金ができて、国民年金貯金というのをやっておるのです。たとえば、あなた四万円預金して下さい、そうすればあなたは国民年金の保険料を払わなくてもよろしい、私の銀行が一切責任を持つて払います。こういう制度が出てきているのです。これは今のこれと関係してくるのです。これは貯金の形で私、滝井義高個人の一切の保険料の支払いの責任を持つてくれるわけですが、信託と生命保険は今度は退職金の責任を持つけれども、しかし同時に保険料の支払いの責任を持つ。今度退職金の方に当たる年金の給付は、国が責任を持つてくれるわけですが、非常によく似たことになるわけですが、そういう年金の保険料の支払い責任を銀行が持つた貯金というのに対して考へ方、それは現実にやられておるのか。どなたか勧誘して回つております。厚生省の役人のかわりに銀行が保険料の納入の事務をやることになるわけですが、そうすると、ある意味では、市町村に、今厚生年金の事務をやつて保険料の徴集をやつておる。今度銀行にその事務をやらなければならぬことになるのじゃないかと思つて。これは岩尾さんにも関係してくる。これに対する銀行局長の見解をお聞きをしておきたい。

○大月政府委員 銀行預金につきましては、特別の特約を設けて、いろいろな条件をつけることを認めております。従いまして、今御質問の趣旨がどういふ点にあるのか、ちよつとわかりかねるのでございますが、具体的な例をお示しいただければお答えいたします。

○滝井委員 滝井義高が国民年金の被

保険者になるわけです。そうすると、私は二十才から三十四才までは月額百円、三十五才から五十九才までは百五十円の保険料を国民年金法で納めることになる。これはすべて強制加入です。現在約千七、八百万人の中小企業者ないしは農民が加入しています。労働者の妻というものは任意加入ですから、これが加入すると実際の加入の数は二千四、五百万くらいになると思うのです。あるいはそれ以上になるかも知れません。現在千七、八百万の人が加入しておる。そうすると今度私が自分で国民年金印紙を買って、国民年金手帳に張るわけです。張って市町村に行つてスタンプをもらうことになるわけです。ところが今度銀行が私のところに来て、私どもの方で今度年金の預金を作りまして、だから一つあなたもこれに加入して下さいという、多分四万円ですよ。そうすると、ちょうど年に六分程度にすると二千円か二千四、五百円のおれが出てくるわけです。から、それで年金の支払い事務を銀行がやってくれるという形だと思ふのです。これは保険料を徴収すること、日本の年金制度の推進の一番むずかしいところですよ。これを銀行が特約することになるわけです。私の言いたいのは、そういう制度というものは銀行としてはどうでしょうか。そうすると、これは市町村は、銀行に全部やれば、市町村の事務というものは半減することになる。そうすると今度国は、銀行に年金保険料徴収の手当を出さなければならぬことになるのではないかと問題もそこに出てくる。これは岩尾さんの方の問題になるわけです。こういうものが

現実にある。だからこれがある人はサービス過剰だと言つて皮肉つておつた。そして今度はどう一つ問題が出てくるのは、そういうことをやる銀行の指定が行なわれるわけです。A銀行、B銀行、C銀行は、一つ厚生省のこういうものを取り立てる銀行になつてくれぬかという指定を、今や出てくる。なぜならば、そういうものを扱わせる銀行は、信用のある銀行でなければ大へんなことになる。取付をされるような不安定な銀行では大へんです。そうすると指定を受ければ、特定の銀行だけがそういう業務をやるという可能性が出てくるわけです。こういうことが一体銀行行政上いいのか悪いのか、あるいは社会保険の岩尾さんの方は、こういうことをやった場合に、三十七年の予算の事務費の関係というものは一体どういふ関係になるのかということですよ。そのことが今度村山さんの方にも関係が出てくる。

○大月政府委員 今の問題は、多分ある個人が預金したとして、その預金を目的預金としてどういふ目的に使うかという主観的な問題じゃないかろうかと思ひます。たとえば家を建てたいというために貯金をする。それから今納税貯蓄組合というような問題がございますけれども、これは普通の預金でございます。まして、税法上も預金の金利も優遇いたしておりますが、これは御本人が納税に充てるという目的で貯金しておられます。そういう意味から申しますと、今の国民年金の保険料に充てるのだ、そうすると四万円を貯金しておけば、ちょうど利子でもつて払えるという主観的な問題でございます。そう

いたしますと、今のお話をこまかく分析してみますと、御本人は四万円の貯金をして、一年たつとその利息が何千円かもらえる、それを引き出して、それを本人が保険料として払い込む、これが法律上の性格だと思ひます。それをやるために銀行がどの程度お手伝いするかということでございます。預金の本質には反しない。具体的に私の事例を存じませんが、どの程度までお手伝いしておるかというところは、非常に具体的な問題で、デリケートであると思ひます。それでわれわれといたしましては、いわゆる過剰サービスというところでございまして、本来の銀行の仕事は、預金をある個人から預かりまして、それを安全に保管いたしまして、約定の利息をつけてお返しするというのが仕事であつて、いろいろな余分なことはしない。それが一定の範囲に参りますれば、付随業務として認められる範囲かどうかという法律論になつて参ります。われわれの行政指導の方針としては、余分なことは極力手を出さないうちに、こういう指導をいたしておきますので、今のお話の具体的な事例は、どの銀行がどうやっておるかというのをもう少し検討してみないとわからないかと思ひます。従いまして、国民年金の制度の一つの代行機関として銀行を使つていくというようにすることは、非常に問題であらうかと考へております。現にただ付随業務といたしまして、たとえば株式の払込金の取り扱いというようなことはやつておられるの、新株募集をいたしますれば、ある個人の名前で払い込む。しかし払い込みますとそれは会社の金になるわけでは

ございません。それは当然ある払い込み銀行の会社の預金になる、そういう性質のものでございまして、現に慣習としてやつておられますけれども、今お話のございましたような、国民年金保険料を取り扱う問題とは性質が違つたのではなからうかと考へております。

○滝井委員 多分東京都の保険部が何から、ある銀行が指定を受けるような形になつていくというやうなやり方をしておつた、「金融財政事情」かなにかにも出ておつたと思ひます。私も実は現実にそれにおち当たつていゝ。そうしますと、これは銀行からいへばそれだけサービスをする形になるでしょうが、今度市町村側からいへば、非常に事務が省けることになる。そうすると、市町村には印紙の売りさばき代として、その三割なり四割の手数料をやるのです。三割、四割その数字は覚えませんが、国でやるのです。そうしますと、その銀行が今個別に回つております。市町村の回がかりに銀行が回ります。銀行が回ると預金が増える、これは今度事務費を銀行にもらいたたいという主張ができる可能性が出てくる、それはどうしてかという、特別のあれを結べばいいのですから、都なら都の国民年金の保険料を扱うところと結びたいことになる。私の言いたいの、そういうことは銀行が現実にやつていゝとすると、今言つた社外に退職年金の特定預金としてあるいは運用をしてもらうというところで出す場合に、銀行を除外した事情と、国民年金と企業私的退職年金の均衡の問題、バランスの問題が出てくる。銀行だけなぞ除外したのだといつて銀行から反論が起る可能性も出てくる、現実にそれを

やつていゝのですから、だから現実に具体的な例として国民年金が出てくるわけですから、これは今大月さんよくお知りにならないようですから、もう少しこれを一具体的にお調べになつて、そしてこれは岩尾さんの方の事務費とも将来は必ず関連が出てくる問題だと思ふのです。そうすると、四万円預金をしておけば、一生保険料の、とにかくめんどろな支払いがなく、そして四十年先、五年の据え置きをしておいたら、今度三千五百円の年金をもらえるということになれば、この銀行の行き方というものは、アイデアとしてはサービス過剰と言ふかも知れないが、アイデアとしては相当のアイデアだと思ふのです。アイデアを買ひましようというので買つたためかもしませんが、相当なアイデアだと思ひます。そしてこれによつて、とにかく農民、中小企業者の二十才以上から五十九才までの者は全部入るのですから、これをとり回ればいい。そしてこれを厚生省の年金局と特定の契約を結んでやれば、非常に預金が増えることになる。今のうちに、民間の銀行の預金が停滞傾向にあるとせば、非常にこれはいいアイデアですよ。ところがこれはアイデアはいけりけれども、しかし確実に年金の被保険者が預金をしたものの保護と同時にされておかないとこれは困ることになるわけですよ。この問題が今度村山さんの方の生命保険なり信託とも関連する。生命保険なり信託といふものは、長期のいろいろな運用をされていゝというところで、おそらく指定されていゝと思うのです。ところが一方今度銀行でそういうことをやつていゝというになると、銀行を加えな

ければならぬということになる、それを除外しているのはちょっとおかしいぞ、こういう発展の仕方になる可能性があるのでないかと思うのです。実態を見て、じかに一つそこから快刀乱麻、明快な御答弁をいただきたいと思うのです。

○大月政府委員 今の国民年金のお話と企業年金のお話は面が全然違ひますので、問題を混同しないようにする必要がありますのではないかと、思うわけでありま。現在議論になっておりま。す企業年金の問題は、企業が委託者あるいは信託者になりまして、信託銀行が受託者になりまして、従業員のために、この財産を管理運用いたしまして、処分をいたしますときには、これを約束に従って年金の格好で支払う、こういうものでござい。ま。従いまし。て、銀行預金の場合にはある会社が自分の金を預金をする。ちょうど社内の積立金を預金をしておると同じでございまして、これは銀行として扱えるものでござい。ま。が、今の企業年金の問題になりますと、第三者のために管理運用をいたしまして処分をするというところでござい。ま。これが信託の性格の質的なものでござい。まして、銀行預金と本質が異なる。そういう意味から銀行はこれではできないものでござい。ま。す。先ほどの国民年金の問題は本人が預金をいたしまして、本人がもらう利息で本人の保険料を払うということとござい。ま。すから、それを銀行がどの程度お手伝いするかという、非常にデリケートな問題でござい。ま。すが、私的年金の話になりますと銀行として全然介入の余地が制度上ない、こういうように御了解願いたい

「心臓で入ってくる」と呼ぶ者あり

○滝井委員 制度上はなくても心臓で入ってくると言っておりますけれども、やっぱりサービス過剰ということもある。で、そういう問題がとにかくあるということ。すでに銀行は年金にまでサービスを始めておるので、すから、こういう運用にまでサービスできないことはないわけなんです。ま。とま。った団体できて処置をしてくれるか個人でやるかということは大して私には変わりはないと思う。もちろん、いろいろ筋道を立ててみると幾分違っております。けれども、その資金を確実に運用してもらえばいいわけですから。

次は、信託なり生命保険会社に委託をする。そうすると今度はその銀行なり会社に千分の十二の法人税がかかることになるわけですね。この千分の十二というものは一体どういう理論的な根拠から出てきたか、こういうことが問題になってくる。

○村山政府委員 先ほどもちょっと触れたかと思いますが、現在は退職給付引当金でも年金受給資格のある者について、これをそれについては引き当てできるわけにござい。ま。すが、引き当てますと損金になるわけ。す。そういたしますと、一方で損金になったものは当然だか。の収益になるわけでありまして、これは現在のところ年金の場合は給付所得として課税しております。それから、一時金の場合には退職所得として課税いたしまして、税引き後で積み立てておるわけにござい。ま。す。今度はそうではなくて外部へ出します

所得税は、そのかける段階では課税いたしません。この点は現在の厚生年金と全く同じ建前をとっておるわけにござい。ま。す。ただ、その間に無税の期間が続き。ま。す。その運用利益並びに掛金は将来の給付の原資でござい。ま。す。年金が将来出た場合には税の方では給付所得として扱います。一時金の形で出た場合はそれは退職資金として扱います。ですから、考えてみますと、それが課税上猶予になってい。ま。す。いうことでござい。ま。す。で、それに見合う税額に対する遅延利息だけはちょうだいしなければい。か。ぬというわけにござい。ま。す。

そこで、その場合一体幾らの所得税がかかるであろうかという計算が基礎になるわけにござい。ま。す。こまかいことはあとで申し上げますが、給付の平均上積み税率は大体百分の十五であり。ま。す。これに對しまして地方税が住民税として別にかかり。ま。す。これが現在府県民税と市町村民税を合わせまして国税に對して百分の二十八でござい。ま。す。従って、十五かける一・二八となるわけにござい。ま。す。利息を幾らに見るかという問題でござい。ま。すが、利子税は現在国税では目歩二銭にしており。ま。す。従って年利にいたしますと七分になるわけにござい。ま。す。それに百分の七をかけたもの、これでいいわけにござい。ま。す。これを今度は国と地方が分け取るわけにござい。ま。す。現在の法人税と住民税の分け取りの仕方は、法人一に對しまして一三・五。法人税一〇〇に對しまして一三・五というのが府県税、市町村民税を通じて住民税の税率でござい。ま。す。従いま。して、さき言ったようなものをもう一ぺん繰り返

しますと、一五。五。かける一・二八。かける百分の七、それを割り返していくわけにござい。ま。す。割る一・一三五。分の一というふうな計算をいたしますと法人税が出るわけにござい。ま。す。それに対して一三五。があとで住民税で取り返しますから、ちょうど法人税の形で取り返す中味は所得税の遅延利息分を国と地方で分け取る形になってござい。ま。す。そのうちの国の分け取る分の税率だけがきめられまして千分の十二という数字になっておるわけにござい。ま。す。

○滝井委員 まず今の計算でい。ま。す。と、どこに問題が出てくるかという、給付の平均上積み税率百分の十五です。給付の平均上積み税率の百分の十五というものは、どこでどういう工合にして出してきたのですか。

○村山政府委員 これは課税になり。ま。す。給付所得者の平均上積み実効税率でござい。ま。す。

○滝井委員 平均上積み実効税率はわかるのですが、一体どういう根拠から百分の十五というものは出てきたかと言っている。いいですか、まず第一に減税がここ数年来し。ま。す。ち。やう行なわれてきているわけにござい。ま。す。そうすると百分の十五というものの上積み税率を計算しなければならぬですが、一体それはいつの時期をとって計算をするかということがまず第一に問題です。それからどうい。ま。す。ことを対象にするのかということが問題です。失業保険なんかを計算するときには、三十人。くら。いのところを計算したり、十人のところを計算したり、百人以上と。た。のを計算したのと、ずいぶんアンパランスが出てくるわけにござい。ま。す。日本とい

うものは給付の格差が非常に激しいです。から、従って、一体どこをとったかによってあなたの方の千分の十二が正しか正しくないかということになる。まず時期はどういう時期をとって、しかもどうい。ま。す。層をとったのか。

○村山政府委員 もちろん給付所得者全体の平均の実効上積み税率でござい。ま。す。それで三十六年分をとってござい。ま。す。なるほど減税はやっており。ま。す。が、給付は一方伸びており。ま。す。従いま。して、今までのところでは、平均の上積み税率はほとんど移動ござい。ま。せん。で、給付はほとんど上が。つ。てい。ま。す。そういうわけで上積み税率そのものはそれほど年によって変わ。り。ござい。ま。せん。

○滝井委員 そうしますと、日本の全給付の平均をとっておるのですか。そういうとり方は統計上なかなか簡単にできぬです。ま。す。さい。ぜ。ん。私は、あなたの方の給付の全体の中で一体退職金は幾らになっており。ま。す。かと。言。う。と、その計算はち。や。うと。わ。かり。ま。せん。、こ。う。言。っ。て。お。つ。て、こ。の。と。き。は。給。付。全。体。だ。と。言。う。し、ま。だ。三。十。六。年。の。も。の。を。と。れる。な。ん。と。言。う。、日。本。に。は。そ。ん。な。統。計。な。い。で。す。よ。

○村山政府委員 それはもちろんその課税者だけでやっており。ま。す。所得税が課税にならなければ問題にならないわけにござい。ま。す。で、課税者の平均上積み実効税率をとってござい。ま。す。それから三十六年の予算を組む場合には、もちろん給付所得者の階級別を組んでござい。ま。す。従いま。して、それ。ぞ。れ。の。平均上積み実効税率は予算上は出てくるわけにござい。ま。す。実績がどうなるかという問題は若干の狂いはあると

思いますが、それほど大したことはな
い。しかし、なるほどおっしゃるよう
に若干の狂いはあるかとは思いますが。
しかし、ここで日歩二銭というところ
を、それも切り捨てて七分にしておる
というあたりが、掛け算でございま
すので、その辺が相当安目にはなつてお
ると私は思っております。

○滝井委員 どうもその百分の十五に
ついて、なかなか数字がはつきりしな
いんです。これは一番大事なところ
です。百分の十二の法人税をとる、
その十二の根拠というものが正確であ
るかどうかというところは、問題はま
ずこの上積み税率のところから始まる
です。これは一つ資料を出してみて
下さい。

○村山政府委員 後刻出したと思
います。

なお、先ほどお尋ねのございました
給与所得、支払い給与総額、退職所得
はどのくらいになるか、これは今わか
りましたところは、国民所得上の計算
でございまして、三十五年分について
申し上げます。普通の給与それから賞
与を含めまして五兆七千六百億、これ
に對しまして退職所得千四百四億に
なっております。ですから、その他の
給与に對する退職所得の比率は二・
四〇％ぐらい、かようなことになって
おります。

○滝井委員 これは、今は二・四〇％
ですが、三十六年、七年、八年となる
と、ずっと上がっていくと思うのです
が、そのカーブはどういうカーブに
なっておりますか。

○村山政府委員 今計算しましたのは
三十三、三十四、三十五年、それから三十五
年でございまして、三十三、三十四、三十五
年、三十四、三十五年が二・二〇％、三十五年

が二・四〇％、〇・一ばかり異同がある
ようでありまして。

○滝井委員 それから、今のところ
また返ります。一五・四ですか、百分
の十五についてはあとで数字を出して
もらいます。

次は、日歩の問題です。延滞利子
を、日歩二銭を七分に見積もられた。
ところが延滞利子というのは、税金を
納める人が自分で納められないか、故
意か何かで納めずに、延滞利子をとら
れるというのでしよう。ところが、こ
れは納めませんと云うてするのじゃ
ないんです。制度上こういう制度が
出てやるわけなんです。これは延滞利子
を取ることはおかしいです。だから、も
うあなたの方で今まで——私は、これ
は次善の策だと思つております。私、こ
の前の社会労働委員会でもちよつとやつ
たのですが、あなたの方でこの審議
官、植松さんともう一人どなたか審議
官がいらっしゃったのですが、ちよつ
と名前を忘れましたが、やつたので
す。私はそのときから、これをしな
く今のままで行つてもいろいろの理想
けれども、どうしてもこういう制度が
必要だというならば、やはり社外で、
もう社内の留保は認めない、全部社外
で、これならば労働者も安心できるわ
けです。そうしますと、そういう社内
留保をできるだけ否定して、社外を奨
励するということになれば、これを取
り扱うものに法人税をよけいにと
る、これは伸びないのです。これは今
言つたように、社内の方が資金の運
転を自由にできるのですから、どうし
ても社内にします。ところが最近の大月さ
んの方のあれと同じように、もしそ
ういうもので預金かふえるということに

なれば、銀行が一生懸命になると同じ
ように、信託会社も生命保険会社もこ
れは自分の法人税が少くない、しかもこ
れをよけいに取れば営業成績が上がる
ということになれば、各企業を回つて
でも社外にしてやる、こういうこと
なると思ふのです。私は次善の策とし
て、社内より社外の方が望ましい。
そうすると、特定預金というものが、結
局は八分の一でございまして、二分の一
の四分の一になるのです。特定預金
のときには、積立金は二分の一でいい
し、それから二分の一の四分の一の特
定預金にすることになっておるわけ
です。だから、こういうのも一括して、
もう年金に關するものは全部社外だ、
これならばやっぱり債務性が客観的に
保証されるわけです。社内では、これ
は社内に入つてみなければわからぬ、
ガラス張りじゃない。だから全部外に
やるという形にしてみよう。それはも
う終身年金も何も全部一つ外でやる、
こういう形になってくると、これはあ
る程度理想的な形になってくるわけ
です。そうしますと、これに對して、今
言つたような延滞利子ではなくて、私
はこれはもうちよつと安くしなければ
いかぬと思ふのです。これを安くしま
すと、さいぜんの百分の十五の問題と
關連をして、千分の十二が下がって
くるのです。問題点はこの二つです。私
いろいろ検討してみたいけれども、こ
れをやれば、おそらく千分の八か九で
いい。そうすると、千分の八か九だけ
千円について八円か九円だけの法人税
ならば、生命保険会社、信託会社は全
部の会社を回ります。こういう形が

私は出てくると思ふのです。ここらあ
たりの制度というものを私はやはり考
えなければならぬと思ふのですが、そ
この七分のところ、今の延滞利息を
そのまま適用することについては、ど
うもちよつと納得がいかなければい
けません。

○村山政府委員 先ほど、延滞利息の
觀念で利子税の日歩を適用いたします
と申し上げました。延滞税の日歩を適
用いたしております。延滞税の日歩
は現行は六銭でございまして、今度の国
会の提案で四銭を提案してございま
すので、いずれにしても改正になったと
しても四銭でございまして、利子税と申
しますのは、たとえば相続税の場合で
急に相続税が起きました、死ぬことを予
定しなかつた、現金化できない、納期
は法律で定まっております、こういう場
合には、十年間の延納ができます。た
だ、この延納というものはやむを得な
いものである。それにしても利息は若
干ちよつといたします。あなたの方
に責任はないでしようけれども、しか
しやはり延ばしてもらつた利益はある
んです、普通延滞税は六銭でございま
す、しかし二銭納めていただきますと
いう二銭でございまして、これは改正法
において、同じ二銭を適用して参り
たいと思つております。その二銭を適
用したということでは、延滞
滞税ではございません。

それから、先ほどちよつとお話の出
ました八分の一というのは、実はそう
ではございませんで、あれは積み立て
の累積限度は、計算したものの二分の
一しか積み立てられない、そこに二分
の一が働いて、額がきまります
と、そのきまつた総額のうち四分の一
は特定預金になる、合算したら八分の

一にはならぬわけなんです。それは全部支
払う額からいへばそれでございませ
んが、税法上積み立て得る額からい
ますと四分の一でございまして、こうい
うことでは、もう御案内のよう
に、普通の法人税が全部かかつており
ます。三八〇、そのほか事業税が最高
一二〇、それから住民税が法人住民税
でございまして、一三・五％かかつて
おります。事業税は、経費になるやつ
がございまして、最高上積み実効税
率を出しますと、実に四九・二とい
う税率がかかつておるわけではござ
いませぬ。ですから内部で留保いたしま
す。ですから内部で留保いたしま
す。その運用利益に對して実効上四
九・二の税率はかかりまして、それか
ら、今度出したものについては、
百分の一・二の税率でよろしゅうござ
います、これだけの違いが出てくるわ
けでございませぬ。

○滝井委員 ところが、今企業が
当面しているのは何かというと、金
を借りることができないということ
です。炭鉱なんか金を貸してないで
す。今炭坑と大手八社が交渉して
おるの退職金問題です。退職金がき
まらない、だから炭坑はストライキを
やることになって、みんな金詰
まりで金がないうのです。だから、今企
業は一体どういう形をやつておるか
という、社内預金の奨励でしよう。は
なはだしいのはボーナスを郵便貯金に
する。それからボーナスの分割払いで
す。これは、現金がないからさうで
す。その次に労働者なり従業員に社
内貯金をさせて、利息を九分の一割も
つけておるでしよう。つけてもこれは
得なんです。どうして得かという、

銀行その他に借りたら、交際費その他がよけいに要って、とても八分や一割で借りられるしうものではないので。そうすると、自己の従業員に社内預金として一割でも八分でも出した方が、自由に運転できていい、こういうところがあつたわけですよ。そこで、企業金の詰まりのときに、親心でこういうことをやることもいいかもしれぬけれども、その親心というものは、日本の社会保障の前進を非常に妨げるので、私は、やはりこの際こういうものをおやりになろうとすれば、信託なり生命保険に、いわゆる企業の外にやらせる、こういう形が非常に望ましいと思ふ。私、寡聞にして欧米諸国の制度を十分見ていないのですが、欧米の諸国は、大勢は社内留保でしょう。そして、私がさいせんちよつと言つたのですが、厚生年金のフラット分とそれから報酬比例分と、こうあるわけです。このフラット分については国が責任を持とう、しかし報酬比例分については私的年金の社外留保された分、これをもつと補っていくわけです。こういう制度がヨーロッパ諸国ではだんだん行なわれようとしているわけです。私は、今度のこの改正は、日本でもそういう制度を作る方向にいくと見ておるわけです。この改正が、そういう萌芽を持つておるとするならば、私はそれも一つの方法として悪くはないと思ふのです。悪くはないと思ふのだが、もう少し厚生年金をじっくり検討をして、そういう方向にいった方がいいという、これが簡単に言う私の結論です。そうでないと、村山さん御存じの通り、まず第一に、これは私今度社会党の立場で言うわけですが、労働者は

企業と運命を共にしなければならぬ。社外留保ならばそうではない。このことは、昭和二年に健康保険法ができたときに、この健康保険法というのとは、ういう形でできたかというところ、ビスマルクの「あめとむち」の形でできてゐる。これはあめでですよ。すなわち、この制度ができれば労働者は、あなたは外に預けた方がわずかに百分の一・二だ、企業の内部だつたら百分の四十九取られるのだから、それの方が損だ、こうおっしゃるけれども、今言つたように、莫大な交際費を使わなければ金が借りられない時代ですから、社内にしておつた方がうんと得なんです。そんなものは見向きもしない。だから、日経連から税制調査会に出した要望書をこらんに下つて下さい。みなどの企業も望んでゐる。どの企業も、自分の企業の内部でやりたいとみな望んでおる。そうすると、これは労働管理に利用されるわけです。こうなると、労働者は哀れなものです。ようやく今終身雇用制の体系がこわれて、同一労働同一賃金という新しい体系が日本に芽ばえようとしておるときに、こういうものでまた昔の封建的な——いわばこれは昔の退職手当法です。日本は退職手当法から今の厚生年金に発展してきたのだから、また逆戻りを意味するので。歴史の歯車を逆に回そうというのはよくないのじゃないかというのが、一応私の結論です。今の村山さんの熱意はよくわかるのですが、理論的に、もう少し大局的な見地から再検討をしてもらいたいというのが私の最終的な意見です。いろいろくどいことを言いますと長くなりますから、そういう点についてのあなたの見解を伺いたい。政

務次官の御意見も同時にあわせて伺いたい。

○村山政府委員 われわれが今この問題について、税制上の措置を講じておりますのは、優遇とか何とかいうこととでなく、実際の社会の需要に応じてもよろろの現象が起きてくる、それを、どの程度については損金と認めざるを得ないか、その場合の課税の公平を維持するために、どういう手当を加えられなくちゃならぬか、もっぱらそういう角度でやつてゐるわけでございます。おっしゃるやうに、これは税の問題を離れて、やはり老後の保障からいへば、それは社会保障が一番望ましいと思ふのです。それから外部拠出する私的年金がその次に望ましかろう、その次に今の内部留保であつて、しかも運用を制限するというのは、税法じゃ少し行き過ぎですけれども、ある程度税法でやっております。そういうことは、一応われわれの立場を離れては言えると思ひますが、しかし、実際にこの制度ができた過程を見ますと、社会保障制度、退職給与引当金、今度企業年金、こういう形で受けてゐるわけでありまして、従いまして、われわれは税法上やはり損益の計算理論の立場からいたしまして、当然公平に扱わなければいかぬのでありますから、認められるものは認めざるを得ない。その点、それに伴つて手当をせざるを得ないものについては手当を加える。しかし将来、先ほど私が述べたやうな方向で物事が進むということに対して、チェックしてはいかぬだろうという点は、十分考えられるわけでありまして、従いまして、先ほど申しましたやうに、もしこの社会保障制度というものが幸いに

して拡張してくるならば、この制度も、それが社会保障制度の中に、全部または一部が吸収される場合には、税制上における転換の措置をあらかじめ検討しておけば足りるのじゃないか、こう申し上げてゐるわけでありまして。

○滝井委員 この次のこともありますけれども、きょうもう二点ばかり尋ねておきます。

運用の利回りですが、これは七割にしてゐるわけでしょう。七割を下回つたら大きな問題なんですよ。これは現在七割を下回り、六割くらいになるとは、さうですか。こういう場合には一体どうするかという問題もあるわけですよ。これは千分の十二に關連して、七割を下回る場合だつてあるわけですよ。それを今度は上回つたものについて、七割を今度は今度は事業主に返すでは、それが、これもおかしいですよ。労働者のものだから、今度利回りを上回つたら、上回つた分は返すことになつていくでしよう。こういうこともおかしいですよ。こういう点に対する疑問というものは、ちよつと私には解けないですよ。

○村山政府委員 七分の方の計算は、要するに一・二という税率を出す過程の理論的問題でございます。かけるのは一・二でございます。しかもかける基準は、ここに書いてございまして、すやうに、期首における退職企業年金積立金でございます。それははずと掛け込んできた元本、企業主の持つた分、それから年金として支払われたものは、これは引いていくわけです。一方掛け込んだ分については、今言つたやうに運用利益が出て参ります。この

運用利益が幾らになるかというところはわかりません。これからの問題です。一方その利率は予定利率でやるつもりだから、おそろきまゐるでしよう。今度は払い出していく上においても、同じやうに両建て計算をいたしますから、同じやうに予定利率で引いていくわけですよ。そういうふうにして計算した計算上の退職年金に對しまして、一・二の税率で課税いたします。七分と申しますのは、要するに一・二を出す一つの理論的過程でございます。運用の予定、幾らで回るかということとは關係ないわけでございます。幾らに回すかという問題は、これから当事者間で幾らにいたしますか、保険でございますと、これはおそろく運用利率を約定せざるを得ぬと思ひます。ですから保険数理に乗つてまして、どういう年令構成になつており、それからその人たちがどういふ年金支給事由を持つに至るか、その掛金がきまつてきますから、それでおそろく保険数理で予定利率というものを立ててこれに扱ひましようということではあるだらうと思ふのです。信託についても同様でございますが、信託の場合は、おそろくこれは法律上は約定予定利率をどうしても実行しなければならぬという責任はないから、保険よりは若干高目になるのじゃないかと思ふのです。そういうことで、實際上の運用はそれできまるといふことでございまして、先ほどの七分とは、これは直接の關係はないわけでありまして。

○滝井委員 これは適格要件その他、次会にもう少し聞かしてもらいます、掛金及び運用利益は原則として事業

主には返さぬことになっておるわけですから、予定利率以上の運用益があるところになるわけでしょう。建前は返すことになっておるのではありません。ここが問題です。一体、何で返さなければならぬかという事です。労働者の掛金をAとし、事業主の掛金をBとする。AからはAの運用益が出てきます。BからはBの運用益が出てくるわけですから、この運用益を足したものを、予定利率を上回ったから事業主に返すという事はおかしいことになりぬと思うのです。それはやはり、企業というものは継続的なものでありますから、回つていきますから、いつか損になるときもあるかもしれないから、留保しておくべきだと思ふのです。その点一つ疑問点がある。

○村山政府委員 これは二つの観点から問題になるわけでございます。一つは年金原資をそこにためておいた方が手厚くいくという事は、まさにその通りでございます。ただ、税の観点からいいますと、ある予定利率というものゝを頭に置きながら、今の税率をきめるわけですね。ですから、国の税率のきめ方との関係がどうかということである。若干疑問があるのですが、これから詳細をきめていく問題でございますが、今のところ返すことを強制させる考えは持っておりません。しばらくこの制度は、何分にも初めの問題でございます。年たつた上で、さらにまた銀行当局とも共同的に研究いたしまして、その辺の扱いをどうするか。当事者は三者あるわけでございます。四者と申しますか、従業員と会社と預かる人の問題です。

ございます受託者、それから国の利益、この四者を考えまして、三年ぐらいたつた上でその実績を見、その辺を検討したいと思ひますが、さしあたりは、もしそれを上回った返さざることを強制するようなことは考えてございません。

○滝井委員 それから、従業員の掛金です。従業員はAの運用益が出てくるわけですから、税金を取られたものをかけるところが従業員は、税金を取られたあとから生命保険料をかけても税の免除を受けるわけですね。ところがこれについては、それは抜けているのです。これはどうしてですか。当然こういうものをやろうとすれば、これこそバランス論でやらなければならぬことになるのです。それも落ちていくでしょう。

○村山政府委員 御案内のように、今、生命保険料を所得税から控除しております。これは租税特別措置だ、明らかに貯蓄優遇政策によることであつて、税の理論からいへば理由のないことだということをして上げておるわけでありまして、従ひまして、今のやうなものがかりに保険制度をとつて保険に乗つたからといって、それをすぐ適用ということにするのはどうであらうか。それから同時に、もしそうだとすれば、信託会社に対する掛金も見なければいけないのじゃないか。それから先は先生がおっしゃつたやうに、現在この制度を利用できるのは比較的大企業だと思ふ。この制度をさらにそういつたバランス論でやりますと、結果としては大きな企業の従業員

だけが受けるということになつてくる。だから、そういう意味でこの点は理論的にはもちろん引く必要はないことだと思ひます。そういう意味で、今回はその分は引きませんという事をはつきりさせておるわけでありまして、

○滝井委員 租税特別措置だ、このおっしゃれば、そもそも退職給付引当金制度自体が租税特別措置の範疇の中のものであります。なかなか理論的に通らなかつたところ、なるほどそうです。資本金一億円以上のところが多い。それは中小企業においてはほとんどない。これは村山さんと私は行き違ひになつて、違ふところがなかなか多い。きょうは一応これくらいでやめておきます。大体私の意のあるおまてところは御質問申し上げました。ただ二、三適格要件その他もうちよつと聞かせていただきたいことがあります。二時間くらいやりまして、あともう一回――御答弁を整理して、それからいろいろお願いをした点の資料もお出しただいて、できれば一日くらい前に私の手に渡すようにしていただきたいと思います。

○小川委員長 藤井勝志君。○藤井委員 私は与党委員の立場でありますので、審議を急がなければならぬと思ひますので、ごく簡単に質問をしてみたいと思ひます。答弁は明確にはつきり願ひたいと思ひます。このたび提案されております法人税法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、銀行局長にお尋ねをいた

したいと思ひます。このたび公的年金の補完的な意味をもつて、企業年金制度が充足を見ましたことは、福祉国家建設を目ざす近代政治の前進として、まことに喜ばしいことであると思ふのであります。従つて私はそういうふうな考え方をからして、何とかしてこの企業年金を将来発展拡充させていかなければならぬ、このように思ふわけでありまして、そういうためにはこのたび企業年金として積み立てられる基金の取り扱い機関というものを、日本経済全般の立場において一つ適正に考えるべきである。先ほど当委員会においての御答弁において、銀行局長は、制度上普通金融機関では取り扱うことができないというお答えであつたやうでございますが、一応制度上そういうふうになつておることを私は承知いたしまして、理由によるか、どのような事情によるかを一つお答えを願ひたいと思ひます。

○大月政府委員 現在の金融の制度におきましては、それぞれの業務の性格に応じて、別個の機関を立てておるわけでございます。たとえば保険に關しましては、別個の機関を立てておるわけでございます。たえば保険会社法というもので規制いたします。それから銀行につきましては銀行法、その中で長期の資金を扱う銀行については長期信用銀行法、それから為替業務を主としておる銀行につきましては外国為替銀行法、それと同じやうな建前におきまして、信託業務につきましては現在信託業法がありまして、特別の信託という仕事をやる機構を立てておるわけでございます。現在信託は銀行が兼営するという法律構成になつておりますが、行政の方針といた

しまして、今申し上げましたやうに、各機関の性格を明確にするという意味におきまして、信託は信託らしい仕事に重点を置く。銀行は本来の商業銀行的な預金業務に重点を置くという方針をとつておるわけでございます。そういう意味で、今般問題になつております企業年金は、法人税法におきまして、生命保険及び信託契約にかかるとして、保険は当然保険でございまして、信託に關しましては少なくとも信託業務であるという明確な觀念をとつておるわけでございます。そういうことと現在の機構上とで扱うかということとに關しましては、信託業務をやつておる信託銀行以外では取り扱えない、こういうことになつておるわけでございます。特にこの制度に關連いたしまして、銀行に特例を設けまして扱わす積極的な理由はないのではなからうか。また法制上から申しまして、もし取り扱わすといふとすれば特別の立法をもちまして、銀行にもこれを扱わすといふことを明確にいたす必要があるわけでございます。そういういたしますと、これが金融機構として特別の性格を持ったものは特別の性格を持った機関に扱わすという方針に逆行いたさす方向にいくのではなからうか、こういうやうな基本的な考えがございまして、われわれといたしましては信託銀行に限定いたしまして取り扱わしたい、こういうやうに考えております。

○藤井委員 一応局長の御答弁は、現在の法律制度の建前からの話でございまして、その意味においては十分わかるわけでございますが、私の申した

したいと思ひます。このたび公的年金の補完的な意味をもつて、企業年金制度が充足を見ましたことは、福祉国家建設を目ざす近代政治の前進として、まことに喜ばしいことであると思ふのであります。従つて私はそういうふうな考え方をからして、何とかしてこの企業年金を将来発展拡充させていかなければならぬ、このように思ふわけでありまして、そういうためにはこのたび企業年金として積み立てられる基金の取り扱い機関というものを、日本経済全般の立場において一つ適正に考えるべきである。先ほど当委員会においての御答弁において、銀行局長は、制度上普通金融機関では取り扱うことができないというお答えであつたやうでございますが、一応制度上そういうふうになつておることを私は承知いたしまして、理由によるか、どのような事情によるかを一つお答えを願ひたいと思ひます。

いことは、このたびの企業年金が生み出される状態というものは、広く中小企業全体を含めておる。そのような原資が生み出される機関と密接な関係を持っており。実務問題として、地方の中小企業者の金融は、長短を問わず一般の市中銀行がこれをやっておる、こういうふうなつながりから考えましても、同時に先ほど国民年金の取り扱ひの實際の話が出ておりましたが、普通銀行の窓口を通じてこのような企業年金を取り扱うことが、企業年金が伸びる意味においても必要ではないか。なるほど先ほどお話しのように、金融機関それぞれの特徴があり、信託銀行はそれ固有の法制の上に立つた銀行業務をやっており、しかもこれは長期金融機関としての使命がある。短期金融機関と長期金融機関との分離、こういったこともいろいろ専門家の議論の焦点に相なるかと思うのでありますけれども、私は経済の絶えず進み行く實際に沿うていろいろ法律、制度が生まれてこなければならぬ、そういう観点から考えますと、これは研究に値する問題であるというふうに考えておるわけでございまして、その点について、一応現在の制度、法制の上に立つて、銀行業務をやる総監督の銀行局長という立場のみならず、現実を知っておられます銀行局長として、あるべき姿はどうであるか、こういうことについての御所見を一つ承りたいと思うのであります。

○大月政府委員 現在の金融機構及び業務の分野は、固定的でないことはお話しのとおりでございまして、経済の實際が変わって参りますれば、金融機構もそれに応じてそれぞれ性格を変えていくのが、私はむしろ当然であろうかと思ひます。そういう意味で、単なる現行法でございましておるという議論ではなく、今の信託の問題につきましても十分検討の余地はあると思うわけでございまして。特に最近の普通銀行につきましても、御存じのように本来商業銀行としての性格を持っておりますが、ある意味では興業金融の分野にも相当入り込んでおる。そういった点と、現在あります日本長期信用銀行及び日本興業銀行というような長期金融機関との分野をどのように分けていくか、どの程度ダブっておてもいいかという問題もあるわけであります。為替銀行自体につきましても、国内業務と外国為替業務は分離するなど、いろいろございまして。そういう意味で、全体の金融機構につきましても、われわれは常に現在の経済情勢に合うように常時検討いたしておるわけでございまして、御存じのように金融制度調査会がございまして、こういう問題について常に研究を願つておるわけでございまして。先般日本銀行の制度をどうするかという点につきましても一応の答申を得まして、現在は金融の正常化をはかるにはどうしたらいいかという点を重点に御研究願つております。この問題に深く入って参りますと、金融の機構はどういう姿がいいのか、あるいは証券市場と金融市場とのつながりをどうするかということになりますと、長期、短期の金融分野という問題にもあるいは必要に応じて触れる、こういうことであらうと思ひます。そういう意味で、われわれといたしましては固定的な観念をもつてこの問題を考えるつもりはございせんけれども、今の

段階でわれわれが見ております観念では、むしろ行政指導の方針として、信託銀行と銀行とは次第に分離していく方がいいのではなからうか、これが大蔵省の二十年來にわたる一貫した方針でございまして、今のところこの方針を特に変える必要はないのではなからうかと考えております。

○藤井委員 今の局長の御答弁は、前半はいろいろ将来に向かつての改正、あるいはいろいろ検討を要するというようなお話でありましたが、後半、最後においては、十年來の鉄則を堅持する、こういうことで、私は率直に感想を申し上げますと、まことにちがはぬの感を受けるわけでございまして、ここ十數年來の日本の金融構造の変わり方というものが、一番はつきり現われてきたのが証券界の姿であり、証券対策を抜きにして金融政策を論ずることはできない、こういう時代になっておることは御承知の通りであります。従つてそういう具体的な現われとして、理財局にも証券部が設置され、行政指導もしかるべくやろう、こういうことに相なつておるわけでございまして、ここにわが國の経済の實情に即した金融形態というものが、絶えず、従来の行きがかりにとらわれないで検討されるべきである、こういう観念に立てば、今申されましたような理由は一つ白紙に返して、一ぺん再検討していただくということが必要ではないかというふうに思ふのであります。現在年金制度というものが、公私を問わず、福祉國家の建設を目ざしていろいろ伸びてきております。その金を預かる金融機関が、相關関係で持ちつ持たれつ日本経済全体の健全な発展を確保する

わけにございまして、ここに私が一つ考えますことは、世の中はなかなかむずかしいので、確実な線という一つの建前からいけば、現在信託会社は五社專業の業者がある。しかしこら辺は大企業の金融しかやっておらない。中小零細企業の金融というものは、そういった銀行の手が届かない。しかも私的年金の原資をかせぎ出すところは中小企業である。こういった因果関係を考えますと、やはり取り扱う金融機関に対して、総合的な見地から御判断を願うのが筋ではないか。ただ形式論、觀念論的な割り切り方で、従来こゝうやっておるのだからこの線できますという考え方は、この際は一ぺん白紙に返して御検討いただきたいと思ふのであります。この点は大蔵大臣でなければ御答弁がしにくいと思ふわけでございまして、銀行局長も意を体して、一つ大蔵大臣に御進言のほどをお願い申し上げる次第であります。

ところで、私はそれでは先ほどの御答弁の中でもう一つ触れておきたいと思ふのであります。別々に分ける方がいい、信託業務と銀行業務というものは分離すべきだということをおっしゃいましたけれども、欧米の例をとるまでもなく、現に日本は今を去る昭和十八年でありまして、普通銀行等第四十三号におきまして、普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼營等ニ關スル法律というものが施行された。これはやはり兼業をやつてよろしい、こういう法の精神は、ただ単に大東亞戦争が始まつた、この臨時立法としてのインスタント的な法律の性格ではなくして、やはり現実経済活動をするためには、やはり兼業の方向

へいかざるを得ない。欧米の例もまさにその通りでありまして、それを越える方向に大いに日本の金融形態も進んでいくことを示しておるわけでございまして、むしろ分離することは時代の逆行に相なるというふうに考えられるのでございまして、これに対して銀行局長の御答弁を得たいと思ふのであります。

○大月政府委員 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼營等ニ關スル法律は、これは戦時立法でございまして、昭和十八年の立法でございまして、当時戦前金融機構が非常に明確な長短分離、それから信託につきましても、これは信託会社という制度でございまして、預金業務は一切扱つておらなかつたわけでありまして戦争になりましたので、あらゆる資金を戦争に集中するために、平時の業務の分野を守つておつたのではとてもむずかしいということから、あらゆる金融機関の特性をある意味で拭拭いたしまして、全部を軍需融資に動員した。そのために軍需金融等特別措置法というような法律でできまして、軍需会社に対する金融は一行取引に限るというような極端な制度をとつたわけでありまして。そういった点と、業務分野を分けておきますと、今の一行取引というような問題も現実にできなくなつておるわけでございまして、この特例が出ておるわけでございまして、本来の戦争以前の制度は、銀行と信託会社というものは完全分離の思想であつたわけでございまして。戦争が終わりましたので、御存じのように非常にインフレが進行するということがなりましたと、長期の金融機関はなかなか金が集まらないという現実が生じた

わけでございます。その意味で長期の金を扱っております生命保険会社が、經理上非常に苦しい立場に立つたわけでございます。当時の生命保険会社の状況を見ますと、今とは格段の相違があるわけでございます。それと同様に、長期の金融機関でございます。信託銀行といふものにつきましても、いわば戦時の金融機関であるという面から、総司令部の勸奨もありましたけれども、やはり長期の金がなかなか集まりにくいというようなことで、一時長期金融機関の制度が廃止になりました。全部単なる普通銀行になったというふうな時代もあります。信託銀行自体も長期の信託資金はあまり集まらない。そうすればむしろ銀行預金もとれるようにして、とにかく命をつなげなくてはならぬというので考えられたのが、昭和二十三年ごろの兼営でございます。こういうように経済が正常化して参りますれば、その後長期信用銀行も為替銀行も、その他の法律は逐次整備されて参りましたが、いずれもこれは業務分野を明確にするという方向において立法されてきておるわけでございます。経済がこういうふうになつて参りますと、一緒になるといふことよりも、むしろ分離するといふ考え方が正しいのではないかと思います。ただ特性を發揮するにつきまして、どういふグループをこういふ一つの制度として包括するかというふうな問題はありますかと思ひます。しかしあらゆる金融機関は何か一色に塗りつぶしてしまつて、何でもできるというふうにするのがいいかどうかという点は、非常に問題ではあるまいかというふう

に考えておりました、特にこの企業年金の問題は、本来信託の制度として扱うべきものである、こういうものをやるためにこそ信託の制度があるのだというくらいに考えているわけでございます。それで、これをほかの単なる預金銀行に扱わせていくといふことは、少なくともわれわれの金融を見ておきます常識からいいたしまして、非常におかしいのではないかと。しかしこういうふうな考え方にとらわれるといふのはありません。金融制度調査会という御検討願つておりますから、虚心の御意に承りたいと思つておられますけれども、基本的な日本の金融機構の流れといふものは、最近はいずれにしても、分化の方向に向かつていくというのが事実であります。

○藤井委員 私はまだ金融方面はそれこそインスタンツ知識のしようとしてありますので——しかしわれわれは常識で動いてると思つておる。経済は常識で動かされておると思つておる。ありまして、先ほどいろいろお話を聞きました。それが、それではなぜ——話が次へ関連しますが、銀行業務を分離しなければならぬか。分離する利点、私は分離しないで兼業の利点をいろいろ考へておる。従つて局長の方で分離しなければならぬという積極的な理由を、しろうとの私に一つお示しを願ひたいと思ひます。

○大月政府委員 あらゆる銀行はそれぞれの特性に応じてやるべきだというのが基本だと思ひますが、特に銀行の制度におきましては、普通銀行はあらゆる預金者に対して、支払いの要求に即座に応じる態勢にあるべきことが必要であるといふことが、基本的な考え方であらうと思つておる。でございませう。そういう意味で、歴史的に銀行といふものは、つまり固定的な仕事には手を出さない、そういうような意味で、長短金融の分離といふことがいわれておつたわけでございます。たとえ長期信用銀行のような銀行が多額の預金をとる、これは短期のものでもございませう。それがたとえ三年、五年といふような長期の貸し出しをいたしますと、預金の払い戻しの要求を受けましたときに、それはまだ金が貸してあつて流動性がない、払い戻しに切れない、こういうことになりまして、これはやはり長い金融債をもつて長期の金で長期の貸し出しをやる、こういう機構の方がいいのではあるまいか、資金源の長さといふ意味において、資金の長さといふ意味において、つまり貸し出しと貸し出しの長さといふ点で、まず普通の銀行と長期の信用銀行が分かれた、これがまず理由だらうと思ひます。

そういう意味でわれわれはこの二つが分かれる理由が大いにあると思つておるわけでありまして、それでは信託と銀行はどうか、こういう問題になります。信託は御存じのように、今の年金におきまして何十年先の話でございまして、一つの金が入りますと、計画的に長期的にこれを管理運用する、こういうことになるわけでございます。そうすると、先ほどのように、預金を預かるとしてすぐに出し得る金がないわけでございますので、やはりそういう職能の面から分離してある方が本来の立場からいつてもいいのではないかと、そういう意味で現在銀行業務と信託業務を兼営して参りますけれども、この勘定は完全に分離いたしまして、信託勘定と銀行勘定というものは截然と別になつておる。法律上も、信託勘定といふものは信託の受益者のものであつて、信託銀行のもではないといふ厳格な建前がとられておるわけでございます。といふことは、ある意味では銀行と信託といふものは両立し得ない。やましましといひます。と、し得ないやうなものでございませうが、今度経済の実態から申しますと、信託取引をしてる人がたとえ信託報酬を受け取る場合に、ちよつと預けておきたいといふやうなことの場面に、ほかの銀行に持つていくのも取引の実態に合わない、そういう意味で信託取引のある人の預金ぐらゐは預かってもいいのではないかと。どちらかといひますと、控へ目に世の中の便益をはかる意味において、若干の余裕を認め、こういうやうな思想になつておるわけでございます。あくまで預金銀行といふものは短期の運用をし、短期の払い出しに應ずるという、有事即応の体制にあるといふことがポイントでありまして、これと信託との性格には差がある、これが基本的な考え方でありませう。

○藤井委員 基本的なお考えはよくわかるのでありますが、どうもあまり専門に入り過ぎて、私は全般的なもう少し実際の立場で、御判断を願ひたいとが好ましいのじゃないかと思ひます。形式論理的な割り切り方をすれば、おっしゃる通り、信託法という法律からいへば、三者が関連してくる。銀行の場合は二者の關係においての取引、こういうことになるわけでございますけれども、実際の経済の結びつき方といふものは、そういうふうに分けて切れないといふ事実をわれわれは考えていかなければならぬ。と同時に、そういうふうな一般論の抽象論ではなくて、ほんとうに實際主義に立つておる英米、特にアメリカあたりの資料を私は手に入れて参りますが、信託と兼業が大半です。まあ十九世紀ぐらいが専業、これは二、三年前の資料のようでありまして、こういう實際になつておるというこの現実を、どのようにお考えでありますか。これはやはり経済活動の便利のために、または経済発展に都合のいいために、そういう金融形態になつておるのではないかと。従つてこれは對して、私先ほどの御答弁では十分納得がいきませんので、もう一ぺん御答弁をいただきたいと思ひます。

○大月政府委員 それぞれの国の金融の機構には、それぞれの特性があると思ひます。企業年金についてのいろいろな各国の例も違つておるわけでございますが、金融の機構におきまして、大体においてイギリス的な考え方と、ドイツ的な考え方と、二種類あるのではなからうかとわれわれは考へておるわけでございます。日本の金融機構は英米流の考え方を主としたしまつて、それに若干フランス的な感じが入つておるのではなからうかと歴史的にも思ひます。その流れから申しますと、銀行といふものは、本来商業銀行に徹しておるわけでございます。フランス等は、そのほかに長期の信用銀行があり、最近のもう一つの流れといひましては、そのほかに政府金融機関がございまして、日本では開銀とか輸銀とか、ああいうふうな政府機関の

三段がまえになっておるのが大体の体制でございます。ただ信託の問題につきましては、アメリカあたりにおきましては、兼営のものがあるようでありまして、つまりアメリカの制度は、イギリスほどはっきりした体制をとっていないというのが実態でございます。と申しますのは、長期の金融と短期の金融が比較的混在いたしておる。デパート式の経営になっておるわけでございまして、先ほど申し上げました金融の考え方といたしましては、これはイギリス的な考え方として非常に明確な態度をとっておるわけでございます。アメリカはむしろ日本の経済と発展の段階を異にいたしておりまして、たとえば金が集まりましては融資先がないというのが悩みでございまして、日本では金が出てくるとか貸してはほしい、オーパー・ローンになっておりますが、アメリカにおきましては、各企業とも内部蓄積が非常に多くありまして、金を貸してくれとは言わない。預金ばかりできるわけでございまして、そうしますと銀行としては、何か運用しなければ金融が成り立たないということで、歴史的に消費者金融その他個人の方に入っていく。ある程度ゆとりがある預金でございまして、そう急に引き揚げられるということも逆でないわけでございまして、常に余っておる預金でございまして、そういう意味で、ある程度固定の貸し出しもできるといふようなことで、長短金融の分離の思想がやばけておる。しかし制度として、アメリカの制度がほんとうにいいかどうかという点になりますと、御存じのようにアメリカは一九二九年パニックがございまして、大騒ぎをしたこと

がありましてことは御承知の通りであります。ところがイギリスにおいては、金融機構としては微動だにしない。ドイツはあのときはパニックをかった、こういうようなことがありません。アメリカでも、これはいろいろな仕事に一つの預金から回すということでは適當でないということで、まず証券業務と銀行業務を完全に分離してやるように、いろいろな施策を講じたわけであります。預金と証券業務を分離すると、その他の制度を実行いたしましたわけでありまして、思想としては、いざという場合の備えとしては、やはり分離しておいた方がいいというのが、アメリカにおける考え方でありまして、ただ、今の経済の発展の段階がそんなようなことでございまして、比較的長短混在していても弊害がない。日本等の状況とは、若干その辺のところは違ふのではなからうかと考えております。

○藤井委員 短時間で、しかも当方も深い研究をした上に立つての話合いでないわけでございまして、きょうこの問題について早急に、どちらがいかというような結論を私は急ぐとは思いませんけれども、長短金融分離論というものは、長年業界においてはいろいろ問題になっておる。大蔵省の方針では、先ほどお話があったような一つの線であつておるけれども、現実の日本のほとんど移り変わつて、成長していく段階において、長期金融の道は長期信用銀行がありすけれども、これはとても地方の中小企業の金融として、長期の金融を預かる機関としての機能は全然發揮されておらない。こういったことが一面にありますし、同時にいろいろな年金がかせぎ出される大部分は、零細な中小企業も含まれておる。こういった相關關係を考えた、一つ全体的に経済が健全に發展をするためには、その点、法理論では割り切れないようなことが、かえつて現実に沿うゆゑんであるというようにお考えをいただきますので、この点はよくお考えをいただきたいと思うのであります。

次に、これは具体的な問題になります。が、私は今のような大前提を持つておりません。そこに見解の相違があるうかと思つておるわけで、現在信託専門の五社ですね。こゝろを中心にやられるのか、あるいはまた主として銀行業務をやっておるもの、あるいはまた兼業というように、いろいろ内容のニュアンスの違いはあろうかと思うのでありますけれども、少なくともそういう信託業務を法的に認められておる金融機関におきましては、この際この年金取り扱ひの金融機関として認めるべきでないか。窓口が多いほど、私が最初申しましたような考え方から言へば、一そう効果的であり、暫定的措置としても、そのような対策が考えられてしかるべきではないかというふうにお考えの御方でありまして、これに對してはどのような御方針でありますか、局長の考えを承りたいと思ひます。

○大月政府委員 ただいままで申し上げました考え方及び従来の行政指導の方針から申しますれば、信託業務は逐次專業化して参るの適當であらうかということをやつて参つておるわけでありまして、そういう観点からいたしますと、個々の私的企業年金のように、まさに信託としてやるべきものであるといふようなものにつぎましては、やはり專業信託を中心にしてやるのが適當かと実は考えておるわけでございまして、御存じのように現在の信託銀行の非常に大きな部分を占めておりますものは、貸付信託業務でございまして、これが大体全体の業務の半分である。その他一般の合同運用信託等があるわけでございまして、これはいわゆる專業の信託銀行だけがやっております。これも制度発足の當時から、われわれは今御説明申し上げましたような考え方を持っておりますので、金融界の御協力を得まして、兼業の銀行には御遠慮願つてきたいと思ひます。そういう意味で、考え方といたしましては、企業年金の問題も、それと同じような考え方の方がいいのではないかと考えておりますが、これはまたある意味から申しますれば、個々の信託銀行の利害に非常に密接いたしておる問題でもございまして、取り扱ひについては慎重に検討いたしたいと思つております。

○藤井委員 大体私の質問はこれで終つておると思つておるわけでありますが、最後に、繰り返すようにございまして、この企業年金制度のみならず、公的年金のこういった基金を取り扱う金融機関の選定にあつては、私は単なる法理論的な形式的な割り切り方でなくして、総合的な判断の上に立つて、一つ善処していただきたいという前提の上で立つて、いわんや信託をその業として許されておる機関というやうなものについて、私は一般の市中銀行まで一応銀行法によつて、信用組合とか、信用金庫とか、そういった中にはいろいろ

ただ、これは行政指導の面に入り
ますけれども、今申しましたような総
合的な見地から、今度の企業年金につ
いて、取り扱う銀行金融機関として
は、こういう線をきめた事情はこうい
う事情だということを、また機会を得
てお知らせを願いたいと思うのであり
ます。

○大月政府委員 今の問題は大蔵省と
いたしまして、実は従来から見解を機
会あるごとに公にいたしておるわけ
でございます。毎年の銀行大会その他
大蔵大臣の演説等におきましても、考
え方は明確にいたしておるつもりで
ございます。そういう意味で、われわれ
といたしましては金融界に対して、そ
ういう考え方について御協力を願いた
いということを常に呼びかけておるわ
けでございます。私の感じといたし
ましては、金融界の大勢は、もともと
だというように考えていただいておる
と思いますが、一部に相当強硬な反対
の御意向があることも承知いたしてお
ります。この取り扱い銀行の問題につ
きましては、今まで申し上げましたよ
うな基本的な考え方と具体的な問題と
の調整の問題でございまして、私は、
なぜこういう銀行が扱って、こういう
銀行が扱わないのだというようなこと
を、個別の行政について一々理由を公
にするとすることは、適当でない場合
の方が多いのではないかと思います。す
れども、ただ具体的な結論については
極力公正な判断をいたしまして、世の
中にも納得していただけるような措置
をとっていききたいと考えております。

○小川委員長 藤原豊次郎君。

○藤原(豊)委員 昼食の時間でし
ょうけれども、私の聞きたいことはもう私

の方の広瀬委員が十分聞いていますの
で、非常に簡単に済むと思いますから、
私もおながすいていきますけれども、
局長さんも一つ十分がんばっていただ
きたい。

お聞きしたい一つのは、第一回
の答申、第二回の答申とございませ
うが、その答申によりまして、今度国民
貯蓄組合の限定額を三十万から五十万
にふやされるということに対して、第
一回の答申も第二回の答申も、今の情
勢でこれは賛成すべきじゃない、適当
じゃないというふうなことを申し上げ
ておるのです。むしろ三十万でいいの
で、五十万にするのは適当でないとい
うことが第一回、第二回の答申で出て
いる。これは単に所得がふえたからと
いうことだけでなしに、もっとほかの意
味があるだろうと思ひます。そういう
意味で、どうしてこれを三十万から五
十万にしなればならなかったかとい
う理由をお聞きしたいのです。

○村山政府委員 たしかこの問題を相
当突っ込みまして検討したのは、実は
第一次答申のときでございませう。こ
れは二つの大きな問題がございまして、
国民貯蓄組合の今の課税最低限を引き
上げるといふ問題は、郵便貯金の預入
限度の引き上げの問題と一方において
つながって参ります。他方におきまし
て、国民貯蓄組合の運用について従来
必ずしも適切でなかった、その適正化
の措置が前提にならなければ、その問
題は単独に引き上げを考慮することは
不適当である、こういうような趣旨で
従来反対が唱えられておりました。ま
た現にわれわれもそう思っておったわ
けでございませう。しかるところ、その
郵便貯金の問題につきましては、長年

この三十万の預入限度が据え置かれ
おったのですが、そういう見地と、
同時に最近におきます経済情勢からい
たしまして、この預入限度を引き上げ
るべきであるという空気がなつて参
つたわけでありませう。言うまでもなく、
郵便貯金の利子に對しましては、この
制度創設以来非課税にしておるわけ
でございませう。われわれはその問題
を考えた場合に、郵便貯金についてあ
る程度引き上げはやむを得ないのであ
るまいかというふうな考えをたつたわけ
でございますが、そういういたしますと、どう
してもそれとバランスの上で、国民貯
蓄組合についても同じ程度の引き上げ
には先ほど申しましたとくいわれて
おる乱用は、適切な防止の手を打たな
くちやいかぬ、こう考えたわけござ
いませう。今回それらの両方の措置をあ
わせ講じて、今度引き上げをした
らどうかという提案をするに至つたわ
けでございませう。

○藤原(豊)委員 それでは郵便貯金を
引き上げなければならぬ理由もお伺い
したい。どうして郵便貯金の限度額を
三十万から五十万に引き上げなければ
ならないかという、その理由を聞きた
いと思ひます。ただ所得が上がつた
というだけでなしに、ほかにも理由があ
るだろうと思ひます。それは経済問題
もございませう。そういう点でも
はつきりした、そう上げなければなら
ぬほんとうの理由を教えてくださいな
いと思ひます。

○村山政府委員 われわれが郵政省か
ら聞いたところでは、またわれわれもあ
れでございませうが、最近ももちろん所得
も上がり、預金額もだんだん上がつて

おる。三十万円では頭打ちの限度にき
ておるものも若干出ておるといふ問題
でございませう。国民貯蓄組合の方に
きましては現在三十万、これはだいた
い分割してあるという事実が出ており
ます。分割を認めておるわけではござ
いませうが、実際は乱用を防止すれば
ある程度相当縮まるわけでございます。
そうだといたしますと、やはり従来の
三十万に置くというのは、これは少し
またきつ過ぎるという関係もございま
す。郵便貯金の方はだいたいは限度オー
バーが出てきておるといふこと、ほん
とうは大いに力を入れて郵便貯金を獲
得する方向でいきたい、そのときにぜ
ひとも何か一つほしいというの、お
そらく郵政省の中には相当あったの
だろうと思ひます。直接には頭打ちが
相当出てきておるといふことござ
いませう。

○藤原(豊)委員 郵便貯金がふえま
す、財政投融資の原資がふえてくるの
で非常にけっこうなことなんです。が、
今のお話の相当頭打ちが出ていたとい
うことには了承ができません。と
申しますのは、税制調査会の方で出
ておる資料によりまして、四百四十
二ページですが、そういうことになつて
いないのです。というのは、郵便貯金
の方を見ますと、大体五万円以下の貯
金が大部分を占めておる。それから二
十五万円以上の貯金はわずか一・五
割だといふ。まさかこの調査会の資料は
うそじゃないと思ひます。そうする
と今お話しした頭打ちしておるとい
うことにはなつてこないのです。この資料
が信憑性のないものだと言われま
す。別ですが、もし信憑性のあるものだ
とすると、どうも頭打ちだと思ひないの

です。

○村山政府委員 もちろんこの資料は
その通りだろうと思ひますが、あれ
若干言葉が不足いたしました。あれ
は地方官庁で原簿を集めておるわけ
でございまして、全部内容に接してい
るわけではありませうが、事実上二口に
なつておるものもあるらしいとか、い
ろいろの話もございませう。また現にそ
うだといふ人もあるわけでございます。
そういう違反があることは望ましいわ
けではありませうけれども、それらの
ことを通じて考えてみますと、大体預
金の額というものは、これらの利用さ
れる方々においてもふえつつあるとい
うことだけは言えるだろうと思ひま
す。最近における情勢を考え、またこ
の制度が過去数年間据え置かれたとい
うような情勢も考えまして、この際引
き上げるといふことは、決して税制上
どうしても受け入れられないことでは
ない。しかしその前提としては、乱用
の防止について適切な手が打たれねば
ならぬ。こういうことでその手を同時
に打つことによりまして、そちらの方
面の要望にもこたえるという意味で
ございませう。

○藤原(豊)委員 どうも納得がいか
ないのですが、この資料通りでいきま
すと、三十万でいいのじゃないかとい
うことなんです。二十五万円以上の郵便
の貯金が約一・五割だといふと、そう
して五万円以下がほとんど大半だとい
うことは、私は今資料は持っておりま
せんし、ただこの調査会の資料だけな
んですが、どれくらいのパークセント
知りませんが、大部分だといふことは
半分以上だといふことなんです。あ
るいは

七〇%ぐらいになるかもしれない。そうすると郵便貯金というのは、そんなにふえていないわけなんです。頭打ちにならないわけなんです。それから今二重に出ていると言いますけれども、銀行の窓口よりも郵便局の窓口の方が割合に二重、三重、あるいは口を分けてするという人が少ないのじゃないか。

そこでもう一つ聞きたいのですが、農村と都市との比例が四百三十二ページに出ております。それから見ましても、農村の方は五十万以上の預金者はわずかに七〇%という表を出してあります。都市の方は分ける率が多けれども、農村の方は比較的まじめですから、分けてするといふうな人は少ないだろう。郵便貯金の方は、現実に二十五万以上がわずかに一・五%ぐらいしかないということになりますと、頭打ちはそれほどでもない。それから一般の国民の気持は、銀行の方は口数を分けたら何かするが、郵便局は役所の仕事だという感じがしておりますので、比較的にそういう人は少ないのじゃないか。だからこの点で、どうも郵便貯金が頭打ちをして、三十万から五十万になったというこの理由にはならないと思うのです。何かまだ理由がおりじやないですか。これを伺えればいいのです。

○村山政府委員 その統計の読み方についてはいろいろあると思うのです。ここに出ておられます御指摘になった答申は、おそらくその通りだ、ただ二重加入というようなものがないとは言えないというところだけを申し上げておるわけでありまして。かりに話をこの答申通りだとしていいわけでもございまして、郵便貯金を非課税にしておりま

のは、三十万の預入限度だから非課税にしておるとは、必ずしも言い切れないわけでもございまして。郵便貯金を利用されるような階級、こういうものを大體考えまして、比較的零細な人たちが、その金額の三十万円にアクセントがあるのではなくて、郵便貯金をするような零細貯金というところでもございまして。従いましてこの預入限度というのは、税と直接に關係がないわけでもございまして。最近における状況から見ても、われわれ預入限度を別に税の観点からして反対することはないのでございまして。五十万というのが適當であるならば、これは税の方では別に反対を唱える理由はないと思うのです。ただ問題は、その場合に国民貯蓄組合の方もあわせて上げるかどうかというところが、ほんとうは税制の問題なんでもございまして、その場合の乱用を防止しなくちゃならぬということでもござい

○藤原(豊)委員 私のお聞きしたいことは、郵便貯金は三十万でもいいじゃないかということなんです。五十万にする必要はないということなんです。ほかの方ではなくて、郵便貯金が現実に二十五万以上の者がわずかに一・五%なんという、百人で一人半ですよ。その人たちのために特に今度は三十万を五十万にしなればならないその理由がどこにあるのか。もともと国民貯蓄組合の方を上げる便宜上、郵便貯金を上げていったというのだったらこれは別です。その理由だけをはっきりさせてもらわないと、どうもはっきりしないのです。

○村山政府委員 これはむしろその問題を上げられることは、税と關係がない問題なんでもございまして。税はこの国民貯蓄組合とのバランスを通じて、その国民貯蓄組合の限度のところまで問題になるわけでもございまして。郵便貯金のようなものについては、われわれは課税をしなくてもいいと現在でも考えておるのですが、その預入限度をどうするかという問題は、これはおそらく郵政省の問題であり、あるいは金融当局全体の問題だろうと思ひます。ですから、税としては、今の国民貯蓄組合の方を上げるところに焦点がしぼられてくるわけでありまして、預入限度をどうしてお前上げるのかと言われてみても、これはわれわれいろいろ説明を承ったけれども、われわれも上げた方がいいというので、税務当局がとかやかく言う筋合いのものではないわけでもござい

○藤原(豊)委員 よくわかりました。実はあなたの方で郵便貯金の例が出たので、郵便貯金のことを、どういうわけだかということ質問したのです。同時に今度は郵便貯金も上がるから、あるいは国民貯蓄組合の方も上がるというふうにして、私自身は、郵便貯金は三十万でも今頭打ちしていないのだからいいのだという感じを持つておる。こういう理由でこつちが上がると思いますと、今度は国民貯蓄組合の方の三十万を五十万にする必要も私はないだろうと思つておるのです。と申しますのは、国民貯蓄組合も、これも調査会の三十六年度の答申の中を見ますと、年所得八十方から九十方までの人たちの貯蓄が二十七方だといっている。そして年所得が九十方から百万までの人が三十七方だといっている。そ

うしますと、これをわざわざ五十万に上げるのはどういうわけなんですか。

○村山政府委員 これは貯蓄動向調査による所得階級別の貯蓄の状況を出しおける数字でございまして。しかしすぐ一つ前に返つていただいて、国民貯蓄組合の設立及び加入状況、この辺をずっと読んでいただいて、それとも一つは、實際われわれの執行当局でいろいろ監査をしております監査の実績等から見ますと、はつきり申しますと、この両方の統計を見ますと、どうもおかしいといふことなんです。この統計は、われわれは作爲して作つたわけではございませんで、いずれも各官庁の統計をそのまま整理したものでございまして。そういうことを考えてみますと、この表からだけ見て、實際がこれだから必要がないといふようなことでなくて、二重加入その他もありまして、はなはだ遺憾なことではあります。が、現在の国民貯蓄組合法が予定しているような、一人一組合主義というのの人が實際多額に預金しているという状況が見受けられたわけでもござい

ます。従つて、この表からだけで三十万を五十万に上げる必要はないのだ——この表だけに信憑性を置いて押えつけないという態度をあえてとらなかつたというところでもござい

○藤原(豊)委員 どうもこの統計が、信憑性はあるのでしようが、これによらなかつたと言ふは別ですが、ただこのに、年間七十万をこえる所得者が全体の納税者の中の七〇%ぐらいにないといふことが、三十五年の方の二百七十一ページに出ておるのです。年間七十方から九十方までが二十七万ぐらいの貯金だ、それが七〇%ぐらいにないといふことになりまして、わざわざ上げなくてもいいのじゃないですかね。私はやはりこの統計によるより仕方がないから、よつておるのです。

○村山政府委員 ですから、二百何ページでもございまして、それは總所得ではなくて、課税所得の階層別の人員構成比が出ておるのだらうと思ひますが、それはその通りであります。これはわれわれの方でやつておる統計でございまして。一方、先ほど申しました統計というのは、貯蓄動向調査の統計でございまして。こういうことになつておるが、これがほんとうであるかどうかという点については、今の国民貯蓄組合への加入状況から見ますと、全体の窓口だけで五千何百万という加入数があるという事実、それからわれわれが監査をやつたときに、極端なものでは三十万以上になつておるという事実、それらのことを考えてみますと、それがいいといふことを言つておるわけではございませんで、實際には相當程度一人の人が預入しているといふことを言つておるわけでありまして。問題は、現によけい預入しているから限度を上げるという問題ではなくて、今言いましたように、郵便貯金の預入限度を五十万まで上げるのであれば、国民貯蓄組合の方も五十万にして、同じバランスをとるといふことはやむを得ないことであらう。ただそのときに、前掲として、乱用を防止する十分な措置はとられなければならないかぬといふことであつたわけでもござい

○藤原(豊)委員 どうも私には納得がいかなのですよ。郵便貯金の方の限度額がふえたから、国民貯蓄組合の方も

つり合ひ上という言葉で説明しておるのですが、実は郵便貯金は、統計によると上げるほどのところにはきていないということがあるのです。そこで今度は国民貯蓄の方も、たとえば三十六年の報告によると、年間七十万以上の所得の人が全納税者の中の二〇％、年間百万以上の所得の人が四・一％しかないということが出ています。そうしますと、この年間百万以上の所得の人が四・一％ということ、今度の五十万が二口というところになる、そういうことと何か関係があるように——国民貯蓄組合そのものの趣旨も、郵便局の方の趣旨とあまり変わらないで、零細な金を集めてそういう人たちの便宜をはかることにあるのだらうと思うが、そういう意味からすると、今の二〇％の人、四・一％の人たちのために、その人たちに貯金させるために、三十万から五十万にしたという感じしか持てないのですが、ほかに何かもと理由がございまいしょうか。

○村山政府委員 先ほどから申し上げているように、こういうことでございす。なるほど現在の制度は制度でございす。それをいけば適正に運用してない、俗な言葉でいえば乱用といひますか、現状はそういうことであると思ひます。そこで問題は、五十万に上げて適正化した場合と、そうでなくて三十万に据え置いて現状で置いた場合と、全般的にどちらが貯蓄の奨励になり、かつ税の最後の答からいって不公平が除去されてくるか、この判断が最終的な問題でございす。ですから、この統計からはこう読めるから三十万に据え置くとかいうことではございせん。そこを総合的に考えてみ

て、現状に対してこれら二つの措置をとった場合に、答としていい答が出るか、悪い答が出るか、この見通しになるわけでございまして、われわれは今度の措置によって、一方において貯蓄奨励という効果を相当程度達し得る。と同時に、税の面においても必ずや適正化をはかり得る、その面で実質的には公平になるものと考えたわけでございす。

○藤原(豊)委員 その税の面で適正化をはかられるのだというお考えに對しては、またもう少し別の面からも聞いていきたいが、私がこれを見て感じたことは、ほんとうの零細な低額所得者の人たちのための方法ではないということ、これは結局高所得者の人たちのために、わざわざ三十万を五十万に上げる必要のない感じしかとれない。特に農村では五十万以上も貯金している人はわずか七％、百人中七人しかいない。都市でも二〇％しかないという統計が出てきている。そうすると、あとの人たちは非常に零細なものである。これは数も金額も、つまり三十万以下の人たちの数が多く、その総計の金額も多くなっているのじゃないかという感じが持てる。そうすると、わざわざこれを今度二口ですすから百万円にすることは、よほど大きな所得者のために便宜をはかったというところであつて、結局は一種の脱税と見られる。そこで、今あなたのおっしゃるように、税の面と貯蓄の面とのバランスと言われるが、税の面でいくと高所得者の脱税になることだけが出てくる、それとバランスをとっていいってどうなるか。これから先のことからわ

からぬが、あるいはそのためにバランスがよくなつてくるかもしれない。税がかへつてふえて、貯蓄もふえる結果が出るかもしれない。けれども私の想定では、なかなかそうならぬだろうと思うのです。それはほかの方の三十五年の統計から見ても、そういうふうにならぬように感じられる。もう一つは三十万から五十万にふやしたので、これは分割するの、一千万を三十に分けなくて五十に分ければ二十口になります。百万に分ければ十口になるというふうな、そういうふうなことになる。今これに三十分から五十万にふやしたからというところで、貯蓄組合に入る組合員の人たちが、急にものを改めるとは考えられないのです。この点どうもはつきりしないのです。ですから私ははつきりしないのだと思う。それは高所得者のための一つの脱税のけ口を見つけてくれたのではないかと、こういうふうにはしか考えられないのです。これは実際にはそういうふうな理由であつたのではないですか。そうでもないのですか。

○村山政府委員 われわれはこの貯蓄組合の実際の運用状況を見まして、乱用があるというところは、これは認めざるを得ないところではございす。なぜこの乱用があるのかというところに問題の本質があると思うのでございす。が、現在われわれの感じではございす。これは現在の制度そのものが乱用を防止し得ないような制度になつておる。普通の現状ではと申しますのは、お互いに率直に言つて納税者の方は二重加入というふうなことを利用される。それで金融機関の方々も今まではその点に比較的関心が薄くて、いわば預金競争の渦中の中でその問題を消化しようとしておられる。これではとてもその乱用は防止できないわけでありす。たとえば一つの銀行は大いに二つに分けることを黙認するといふときに、他の銀行はそれを押えるといふわけには遺憾ながらなかなかいふことではございす。そこでやるからには、一斉に納税者にもその気持になつてもらひ、それから金融機関もそのつもりでやれば、相当程度防止できるといふふうなわれわれは考えております。それで現に監査いたしまして、金融機関は幾つかの口があるときに、その人が同一人であるということをお承知している場合が多いわけですが、これは金融機関がその気があればできるわけですが。ただ金融機関が今その気にならない現状のものにおいて、その気になれと言つても、これは実際問題といたしまして預金過当競争がお互いにあるでしょう。それはなかなかできないことである。やはり新しい制度の切りかえの際に、そのつもりになつてくれば大部分は防止し得るのだ。また今度の新しい制度はそういうものだといふことを、政府の側も預金者側にもPRすることによって、納税者の協力を得れば、相当その点は防止できるのだ、こういうことで踏み切つておるわけではございす。御指摘のような、これは大口のものに今度の制度はいわば合法的な脱税の道を開いたのではないかと、これは先ほど御指摘になつた統計の信憑性は別にいたしまして、先生の言ひましたような小さな人は現在でも免税であるわけでありす。そ

こで問題は大きなものが現状よりよくなるかどうかという問題にあると思ひますが、極端な例を申しますと、一千万円のものに三十口に分けるといふようなものさへあるわけでありす。こういうものこそいろいろなバランスはございす。この制度の上でわれわれは最も残念なことだと思つております。そういう意味では今度から五十万にいたしまして、金融機関がその気になつていけば、どんなにやってみても二口だということになります。それでもちろんいろいろの場合でもございす。税務署がやろうと思へばいつでも資料が自動的に集まる制度をとつておられませんか、それはやり方によつては多少抜け穴があるかとも思ひますが、金融機関にその気になつてもえれば相当程度は防止できる。問題はこれを利用する側、特にそれをあつせんする側の窓口の態度にあると思つております。こういう適正化の措置を講ずる際に、その趣旨を十分に金融機関にものみ込んでいただければ、われわれは従来の乱用の実情から言へば、相当程度防止できるものと思つております。

○藤原(豊)委員 そうしますと今のお話ですと、五十万円にすることによつて防止ができるという御意見がございしました。それでそういうふうなことにせられるということなんです。実は三十万、五十万と貯金をする人は高所得者なんです。その人たちが結局は分割したり、二重にしたりしてやられるので、ほんとに貯金をしておる人たちはほん二重にしたり、分割したりしてないと思ひます。その人たちのやっていることは、それを利用して脱税しているというふうな、税金を安くするのだと

いうような、本質的にそういうふうなものがあるやられるのだと思う。それが今度五十万にする事によつてどこまで防げるかという、これは今後の問題でしょうが、今後の問題として一応残しておきます。

次にもう一度伺いたいのは、今度のあれで有価証券の問題が出ておるのですが、社債その他の有価証券が今度抜えるようになるのですが、有価証券はどういうふうな範囲のものでしょうか、それをちょっと教えていただきたい。

○大月政府委員 現在の制度におきましては、国債、地方債、社債というように限定されておるわけでございまして、今度の改正によりまして、命令で定める有価証券を扱えることにいたしましたわけでございまして、今想定いたしておりますのは、社債と信託、いわゆるポンド・オープンを加えるかどうか、ただいつ、どういう格好で加えるかという問題は、いろいろ問題がございまして検討いたしたいと思ひますが、それを加えようと思へば加えられるような制度にいたしましたわけでございします。

○藤原(豊)委員 そうすると今ポンド・オープンの問題が出ておりました。これは命令によつてやられるので、今後それよりふやされる予定がありますか。

○大月政府委員 今のところ命令で定める有価証券として考えられるものは、ポンド・オープン以外のものはございしません。

○藤原(豊)委員 その次にもう一つ伺っておきたいのです。先ほどから分離するとか、あるいは分離しないでも

二重にするとかいう問題が出ていますので、その分離したり、二重にしたりすることのそういう調査や何かのことは、どういふふうなことにせられるようになっておりますか、これは広瀬君も聞いたと思いますが、もう一度伺つておきたい。

○村山政府委員 これは両方の面がございまして、国民貯蓄組合法の適正な運営という面、その組合法の監督官庁の面では、それはそれとして監督があるわけでございします。一方におきましてこのあつせん者は多くの場合、窓口組合の場合は所得税法上の源泉所得税の徴収義務者でございします。この人たちが税法でお願いしてある徴収義務を適正に履行しておるかという問題は、また別の税法に基づいて監査しておるわけでございします。御案内のやうにこの問題は相当乱用の向きもあるやうに見受けられます、その点昨年国税庁において相当範囲にわたつて監査をしたわけでございします。その実績はすでに国税庁長官から御報告になつておると思ひますが、相当程度のものが出来まして、最初たしか税額でサンプル調査を入れました二、三千万円くらい、その後自主的に納めてもらいたいという事で二十五億くらい追加が進んで出て参つた。別に加算税も相当ございまして、合計して三十億くらいのもので出ました。その間いわゆる乱用の実態等も相当範囲で参つたわけでございします。そういう点を十分考え合わせまして、また現在における金融情勢の微妙な点も考えまして、両方の要請を満足するようにするにはどうしたらいいかということで、今度提案いたしておるわけであります。

○藤原(豊)委員 そうすると窓口でそれが二重になっているか、あるいは分割するか、分割はないかもしませんが、そういうふうなことを調査する人はだれですか。

○村山政府委員 ですから、ただいま申し上げましたように、両方からできるわけでございします。所得税法上の監査権は、それぞれの所轄税務署にあるわけでございします。それから組合法の指導監督、これが適正に、これは税だけの問題ではございしません。組合が適正に法律に従つてやれるかどうか。それはそれぞれその財務系統の機関が監督官庁になるということでございします。

○藤原(豊)委員 ちょっともう一つ伺つておかないとはつきりしないのは、たとえば銀行の窓口で組合ができ、そうするとそれが二重になっているか、あるいは分割、窓口では分割はないかもしませんが、二重になっているかどうかということをお窓口はどうして知ろうとするのですか。

○大月政府委員 今度の法律改正によりまして、まず非課税の貯蓄組合の預金をしようとする人は、非課税貯蓄申請書を、これは銀行等に出してもらうことになつております。それを銀行の方では整理いたしまして名簿を整備しておる。それから銀行の側におきまして、この人はほんとうの人であらうか、偽名とか架空名義であらうかというふうな疑いがございしましたときには、本人であることを証明してもらつたという権限を、この法律で与えてあるわけでございします。現在の郵便貯金法におきましても同様の規定がございまして、それと同じような権限を与えま

して、窓口でまず真正な貯蓄組合預金者であるということを確認できるように手順をこしらえたわけでございします。

○藤原(豊)委員 そうすると申請書が要るのと、それから確認という二つのことですね。それでもし万一そういうふうなものがそれでもやつた場合は、その組合員の方には、預金者の方には何か処分があるのですか。

○大月政府委員 現在の国民貯蓄組合法によりまして、これは過料を課し得ることになつております。

○藤原(豊)委員 そうするとそれは申込者の過料はあるのですが、今度は情を知りながらやつた銀行の窓口の方はどうなりますか。それにも過料があるのですか。

○大月政府委員 同じく銀行の側にも過料を課し得ることになつております。

○藤原(豊)委員 それは一体どれくらいの額が過料になっているのですか、本人の場合、窓口の場合……

○大月政府委員 これは昔からの金額で、はなはだ金額は小さいのでございしますが、三百円ということになつております。

○藤原(豊)委員 一体これはいつから、三百円というのは時代はいつからですか。

○大月政府委員 この貯蓄組合法ができましたのが昭和十六年でございまして、その当時から据え置きのままになっております。

ことなんでしょうか。

○大月政府委員 実はこの刑罰の關係は法務省の關係でございまして、これは率直に申し上げまして、われわれの金融行政の立場以外に横の關係でいろいろな法律がございまして、その均衡をとつておきめ願つておるわけでございします。この法律の問題につきましても、いろいろ罰則關係で不均衡は常識的にはあるかと存するわけでございしますけれども、何かやむを得ない事情もあるのかと承知いたしております。

○藤原(豊)委員 三百円にしましては、違反一口あれば三百円ですか。

○大月政府委員 一件につきまして三百円でございします。

○藤原(豊)委員 どうも法務省の方の問題であります、これはやむを得ません。またそつちの方にいきます。さつきの郵便局の方は郵政省の問題ですから、そつちに聞きに行くよりしようがないでしょう。

もう一つ伺ひたいのですが、昨年の七月二十二日の新聞、これは何新聞でしたか、それによりまして、「近く証券会社を監査」というので出ておりますが、これは先ほどの局長さんのお話で、お調べになつたやうですが、そのときにこういうふうな言われております。大蔵省の大月銀行局長、村山主税局長が全銀協に対し、国民貯蓄組合取り扱い適正化を申し入れた際、全銀協側から、証券会社の投信収益金支払い報告義務違反も取り締まるよう要望せられたそうですが、この事情を少し聞かして下さい。

○村山政府委員 そのとき今の不良貯蓄組合の適正化の現状等はどうかであろ

うか、それからほんとうはどういうところを望んでおられるか、どうしたら防止ができるか、いろいろ懇談があったのですが、あるいはそういうことがあったのかもわかりません。記憶にございせん。

○藤原(豊)委員 記憶がなければ仕方ありませんが、これは記憶にあるでしょう。昭和三十七年二月二十三日からそんなにたっていない。貯蓄組合指導も強化という大蔵省の方針の中に出てくるのですが、今度信託会社も同じように窓口になるわけですか。

○大月政府委員 信託銀行は従来から窓口になっておりまして、今後同じでございます。

○藤原(豊)委員 信託ではなく、証券会社です。

○大月政府委員 今度の法律改正によりまして、証券会社の窓口も窓口組合にできるようにいたしたいと存じております。

○藤原(豊)委員 どうも昨年ののはわからないという話ですから、御記憶がないでしようが、簡単にちょっと読んでみますと、「大蔵省、国税庁は証券会社に対し客から正確な受領書を受け取るよう警告してきたが、最近国税庁が一部の証券会社に対し実施した調査でも収益金受領書の八割以上が架空名義という結果が出ています。もっと前を讀みますと、「投信収益金については一

○物の源泉課税後の総合課税のため証券会社が収益金支払いのさい客から受領書を受け取り、一人の客に対する収益金支払いが年間四万円以上になったとき証券会社は税務署に支払い調書を提出することになっている。ところが従来証券会社が客から受け取る受領書

には架空名義のものが多く事実上脱税が自由となっていた」と出ておりまして、それに対して八〇%以上が架空だと証券会社のことが出ておりますが、これを取り締まれというのを銀行側から言っておるのですが、これはそうでしょうね。

○村山政府委員 今聞いておりまして、そのときその話が出たという記憶はございせんが、問題は、今の投資信託の受益に対しては、源泉でございせん。これは現在の所得の分類では配当所得として扱われておるわけでありまして、従いまして、法律の最後の形は配当と同じように総合して、そのかわり今の配当控除を適用するわけでありまして、ところが御案内のように投資信託については無記名式であるために、現在やっておりますのは、利子を受領する際に住所氏名を書いた一つの告知書を出していただきたと言っておるわけでございます。その出した告知書を實際監査しましたところが、大部分が架空であったということであらうかと思うわけでありまして、これは無記名のものに対して、この無記名をどうするか、税制上どう扱うかという問題は、非常にむずかしい問題でございます。無記名の一般につきまして、なかなか総合の道がないという点でございます。

○藤原(豊)委員 そこが私ちょっと聞きたいところです。こういうふうな一種の脱税を奨励しておる証券会社を、今度は国民貯蓄の方の窓口にする、これはどういうことですか。

○大月政府委員 現在貯蓄組合の運用におきましては、預金につきましても無記名という制度があるわけでございますが、これは貯蓄組合には入れないということになります。従いまして貯蓄組合に入る人は、真正な名義をもつて入っていただきたい。具体的に架空かどうかということがわかるかという問題でございますが、これは率直に申しまして、そう簡単にはわからないと思ひます。これはもっぱら預貯金者あるいは証券を持つていただく方の良心に待つてございせん。しかし先ほど申し上げましたように、窓口における一つの厳重な手続も今度こしらえるわけでございますので、乱用は相当程度減るのではないかと考えております。

○藤原(豊)委員 私重ねてもう少し質問したいと思うが、ちょうど大臣が来ておられますので、私の方のほかの人にも大臣に質問したいことがあるように、それから、それが済みましてからまた続けて質問させていただきます。

○小川委員 武蔵山治君。○武蔵委員 大臣がせっかくお見えになったところですから、大臣にお尋ねする点だけ、一、二お尋ねをしておきたいと思うわけですが、

来年度の所得の伸びの問題でございますが、経済指標の伸びと税金の方の伸びの関係について、どういう指数に基づいてどういう算定をしたか。経済の成長の伸びと税金の伸びの間にどうも大へん食い違いがあるような気がするのですが、そういう点について大臣の見解を聞かしてもらいたいと思ひます。

○水田国務大臣 私どもは、歳入を見込みます際には、今までの実績を基礎にして、そして政府が見込んだ経済の

伸び率をその資料としまして、推定を入れた品目ごとに積み上げ計算をやつて、大体の歳入の見込みをつけておるわけでございます。その積み上げ計算の過程で、翌年度の経済見込みをどういうふうの中に織り込んでおるかというふうなことの詳細は、局長の方から説明いたします。

○村山政府委員 ただいま大臣からお答えがありましたように、閣議決定による経済見通し、それにそのまゝよつてございせん。たとえば生産物価、こゝういったところは全部そういうものによつております。雇用賃金、それらを参考にし、實際は課税者の分は違ひますので、適当にアジャストしておる。

それから間接税になりますと、これはずっと業界ごとの積み上げ計算がございまして、それを十分参酌いたしましてわれわれの方で吟味して、それらしいという数字をもとにして計算したわけでありまして、

ただこゝで所得について申しますと、国民経済上の所得計算と税法上の所得計算は、かなり違つておるわけでありまして、御案内のように、たとえば法人をとつてみましても、法人の場合、経済指標では四月から三月までの経済の伸びをやつております。これに對して法人税の方は二カ月後に申告が延びます。従いまして二月から翌年三月までのベース、決算期ベースで二一

ベースによらない。特に一番大事な点は、法人のウェイトは九月決算、三月決算にあるわけですが、国民経済計算では翌年の三月まで入るわけでありまして、それが入っていない。しかも計算のあれでいきますと、決算期で押えておきまして、實際の経済活動は六カ

月くらいの期間が普通でございまして、で、六カ月ずれるわけですが、ポイントで押えますと、約半分としまして三カ月伸びる。そういういたしますと、決算期で押えても平均五カ月ずれる。その上に半分は徴収猶予になります。従いまして伸びが全く違うという点、

それからもう一つ、その計算の対象になるもの、これは国民経済計算では全法人でございせん。欠損会社もそうでないものも突込みで計算してあります。税務計算ではもちろん法人税の対象になる利益法人が中心でございせん。しかもそのうち欠損法人ははずされるということがございせん。個人につきましても同様のことがございまして、一方は会計年度計算でございまして、片方は所得計算、暦年計算でございせん。しかも対象になるものは、非課税所得は全部除いてあるというよう

なこと、それから課税の所得だけを見てもあります。全体の所得のうち、課税者の割合は割合で言つと少ないということがあります。閣議で発表になります数字その他は全部その通りよつております。

○武蔵委員 時間がありませんから、大臣に重要な点だけ聞いておいて、今の経済の成長率と税金の成長率との食い違いは、本会議後、数字に基づいて具体的にお尋ねをしていきたいと存じます。

大臣に一つお尋ねをいたしたいのでありますが、日本の非課税限度というものは非常に低い、そう思うのです。現在の非課税限度というのは、諸外国並みでそう引き上げる必要はないとお考えですか、その点いかがですか。

○水田国務大臣 非課税限度は、各国に比べて今非常に低い状態でございます。

○武蔵委員 低いということを御承知でございながら、なぜ非課税限度をもっと上げようと努力をしなかったのですか。

○水田国務大臣 これはその国の所得水準、生活水準にもそれぞれ違いがございまして、金額では簡単に比較するわけには参りません。この非課税の限度というものは戦前にもございまして、戦後の状態を見まして、戦前よりも戦後の方が実質的には低くなってございますので、そのためにこそ私も毎年々々減税をやつて、御承知のように三十五年から見ましたら、五人の標準家族で見まして、非課税限度が三十二万円から四十一万円、約八万七千円くらい三十五年に比べたら上がったように、徐々にこの限度を上げておりますが、まだアメリカ、イギリス及びその他に比べれば課税限度は低いのでございまして、今後とも減税に努力するよりはか仕方ないと思ひます。

○武蔵委員 政府の経済政策の失敗から、国際収支の逆調あるいは所得格差の拡大あるいは潜在失業者が生れようとする生産過剰の顕在化、そういうような問題が今端的に現われておる。特に私たちが憂慮しなければならぬのは、物価の非常な上昇であります。そういう状態のときに、非課税限度をできるだけ上げてやつて、低所得者に対する思いやりのある減税をすべき段階であると思う。もちろん税というものは、短期の景気調整にそれほど敏感ではありせんから、所得税においてはそれほどいじるといふことには、いろいろ

な問題点はあると思うのです。しかし今大臣がおっしゃいましたように、日本の非課税限度が非常に低いということは、列国の先進国家と比較した場合にも明瞭なんです。たとえば大臣は、比率からいって日本はそう低くないということをお前の委員会では再三主張してございまして、邦貨換算で諸外国と比較した場合の国民所得の税負担割合というものを、すでに答申の中にはっきり書いてあります。時間がないのでほんとうの結論だけを聞いておきたいのですが、わが党は五十万円以下は一切非課税にせよということを中心としておるわけですが、自民党政府はそれをよりやめぬのですが、五十万円以下には税金をかけない、それぐらいのことを思い切つてやるべき段階だと思ひます。今世界の先進国家で五十万円以下の課税をしている国はありますか。おそらくないと思ひます。

先進国家ではアメリカですら——まあアメリカは例にはならぬと思ひますが、標準世帯で二百万円までの所得者は非課税です。日本の場合は、月給一円五毛とちとらうと、もう税金がかかるのですから、独身者で着物も買いたい、たばこも吸う、たまにはちよつとお小づかいも使いたいという、ほんとうの最低のサラリーマンまで税金を取られてゐるのです。これではちよつと私は非課税限度が低過ぎると思ひます。従つて、アメリカ、イギリス、西ドイツにしても五十万円以下は一切非課税なんですが、そういう点で減税の仕方が低所得者に対して思ひやがあるとはどうも考えられないのです。大臣のお考えはいかがで

すから毎年私どもは減税をやつておるのが実情でございします。問題は、やはり生活水準の問題でございまして、日本の所得をふやして、生活水準を上げるということに伴つて、この非課税限度を引き上げていく、これは関連した問題でございします。結局所得水準の上がることに従つてこれを上げていくという方向で、均衡を得たやり方です。従つていくより仕方ないだろうと私は思ひます。

○武蔵委員 生活水準と申しますが、それを各国の一人当たり国民所得の数字でちよつと申し上げますと、日本は十萬七千円、アメリカは八萬九千九百円で七倍です。イギリスは三六萬六千円で三倍です。さらに西ドイツは三十三萬二千円、フランスが三十一萬六千円と、一人当たりの国民所得が相当高いのです。しかも五十万円までは非課税なんです。日本の場合は一人当たりの所得が一萬七千円で、五十万円以下にも重い税金がばつとかかるわけ

です。さらに地方税を見ていつたら、私は非常な重税だと思ひます。そういう点の認識をもつと深めて、確固たる信念を持つて、よし低所得者には先進国並みの税率に大いに近づけよう——ことしの減税なんというのは、大いに近づいておりません。私はそういう点、全く不満な減税です。しかしここで論争しても仕方ありません。だからちよつと申されて見れば——日本の国民所得というのは全く低いのか、単なる租税負担だけで、日本のパーセンテージは低いのか、この程度でいいのだというふうな考え方は間違つておると私は思ひます。間違つておら

ぬと思ひます。他の何か政治的な考慮、政治的な配慮でやむを得なかったのだとお答えしますか。ちよつと心境をお聞かせ願ひたいのであります。

○水田国務大臣 政治的な配慮と申しますか、今の国の財政が果たすべき役割は、ますます大きくなつております。社会保障を初めとして、社会投資という差し迫つて要望されている需要が多いときでございまして、これはできるだけこの際強化することが必要だという政治的配慮をしたことは事実でございします。それとの関連において、減税の範囲もある程度調整されておるわけでございますが、それでもなおかつシャープ税制以来、昭和二十八年のときと並んだ初年度千億円の減税というものは、過去の日本の減税の仕方から見ましては相当大幅な減税で、私どもとしては予算委員会を通じまして、皆さんから怒られてゐるの

は、なぜここに金を出さぬかというのと、それだけで年じゅう怒られてゐる。その要望にすなわれわれは沿へないで苦しんでゐるときでございします。が、せめてその何分の一かの要望に沿ひたいというので、その財政需要に對処するために若干減税の制限を受けたという点はございまして、ここからは、そういう事情から見ましたら、相当大幅な減税だと私は考へております。

○武蔵委員 大幅な減税と主張しますが、その減税の中身も、あるいは景気調整の観点から考へたり、あるいは国民所得の向上という立場から考へたり、第三には公平という見地から考へなければならぬと思ひます。幾ら財政需要があるからといって、その需要がどうもあまり緊急でないものにまで支出を

しようとしたら、非常にむだがあるのです。今日の財政需要というのは、非常に政治的考慮が多過ぎるのです。私は、そういう全体のバランス、公平というものに立つて予算支出がなされておるなら、それほど減税の問題も強く主張しないのです。そういう点を一々申し上げるにいとまがありませんが、たとえば私が大臣にぜひ考へてもらひたいのは、この事業所得の場合でも、青色申告と白色申告の場合の差というものは大へんなものだということ。現行の兩者の差を金額で申し上げまして、標準世帯で白色と青色の差額は六千七百六十一円という税額の違いがあるわけ。ところが、実際に青色申告をできないような零細事業家というの、どういふ生活状態の人でしよう。とうふ屋さんにしても、あるいは子供商賣にしろ、学用品を売つてゐるちよつとけな未亡人の商店にしても、とても青色申告をするような労働力がないのです。白色申告をしてゐる人はそんな余裕がないのです。そういう零細なほんとうに気の毒なような事業家に、青色申告をしないから、お前のところではまあ専従者控除で七万円だということ、自家労働という部分のもつと実際にかかる費用も見えてやつていない。こういう点なども、もつと国民の生活をゆとりあるものにしてやるといふ立場から、さらに同じ事業家の公平という立場からいって、片方は帳簿をつける人間がいて、税理士を頼める余裕がある。そういう人たちは、まあ税理士の分だけ減税で何とか恩恵があるからというので、税理士を頼めるでしよう。とこ

ろな問題点はあると思うのです。しかし今大臣がおっしゃいましたように、日本の非課税限度が非常に低いということは、列国の先進国家と比較した場合にも明瞭なんです。たとえば大臣は、比率からいって日本はそう低くないということをお前の委員会では再三主張してございまして、邦貨換算で諸外国と比較した場合の国民所得の税負担割合というものを、すでに答申の中にはっきり書いてあります。時間がないのでほんとうの結論だけを聞いておきたいのですが、わが党は五十万円以下は一切非課税にせよということを中心としておるわけですが、自民党政府はそれをよりやめぬのですが、五十万円以下には税金をかけない、それぐらいのことを思い切つてやるべき段階だと思ひます。今世界の先進国家で五十万円以下の課税をしている国はありますか。おそらくないと思ひます。

す。銀行だとかどうかということになりますと、その点は同じようなものではないかと思うのでございます。ただ心づかぬかと、それから本店は支店その他にどういうふうに統制をとっていくかという問題で、これからのそれぞれ証券会社なりあるいは銀行の心がまえいかんによるので、証券の方が特にあふないということはないのじゃないか。これはもちろん公社債でございますが、預入申込書を出すときには住所

氏名を出さなければならぬということになりますから、その際はやはりあなとははかに入つておりませんかとか、それから住所氏名確認の手続をとるといふ点は同じでございますから、しっかりやれば同じようなことになるのだらうと思います。

○藤原(豊)委員　私は銀行でもそうだと思ふのです。預金を集めることは重大なことなので、公社債がボンド・オープンをやつた初めのときよりこのごろ割合に売れていないからこういうふうなことをやつて、銀行よさうなふうなことをやるといふのをここで、証券よ今日日は、というのをここでまた繰り返すような感じがするので

す。同じようなことになりはせぬか。それと同時に脱税も多くなってくるのじゃないか、それから銀行も証券の方も局長さんの考えていられるほど税金のことに夢中になるのじゃなくて、金を集めたり物売る方が主体なんで、それから一方組合員の方も、結局はそういう脱税——脱税が目的であるわけではないかもしれないが、そういうことが主体になってくる。ですから、実際に三十万を五十万にして希望通りにいくかどうかということに対する見通しはどうなんですか、ほんとうに

います。

○藤原(豊)委員 先ほどボンド・オー
プンを有価証券に入れるということほき

ことが主体になってくる。ですから、実際に三十万を五十万にして希望通りにいくかどうかということに対する見

やっていますか。

○村山政府委員 私、先ほどお話がございましたように、昨年銀行協会といろいろ懇談したとき、頭取さんあたりのお話をいろいろ個人的にも承ったのですが、やはり問題の今の乱用の中点というものは、一斉にそのつもりになってやれないというところにあるのだというお話でございました。私もそうだろうと思つてございます。お

そらく今の預金獲得といつても、Aの銀行の預金をBが集める、Cが集めるという問題なんだろうと思つて、問題の本質は。そうだとすれば、そこは同じ競争条件であるなら別にひどいことをしなくてもいい、ほかがひどいことをやっていると。それから、このルールが同じルールに立つて、このルールのもとで競争をやろうという気が見え

さえてきれば、私は大部分の乱用は防

止し得る、かかつてその気持になつて

も思ふのであります。

がない。

それから、そういう場合に、もう一

つは昨年の七月調査せられて三十億ほ

どの金が入つたというのを言つてお

られませんが、そうすると、今後はやは

り絶えず取り締まり——取り締まりと

は知つておるだろう。この答えから見

ますと、これまでそういうふうな調

査、二重とかあるいは分割するとかい

う調査は毎年何回ぐらいやつておられ

たのですか、これまでです。

○原政府委員 それまでは実はほとん

すればこんなに取られないんだから、

三十万ずつにしないといふ銀行から働

られたものです。そういうふうな時代

のあつたときに、あなたの方の耳に

入らぬとは考えられないんですがね。

その時分はちつとも調べられないで、

す。このうち法人の預金分が幾らござ

います、個人の分が幾らでございます

それから国民貯蓄組合の元本が幾らこ

ざいます、差引課税分は個人として幾

らございます、こういう数字があるわ

けでございます。国民貯蓄組合の元本

干いい、こういうことになっており
ます。

○堀委員 私が伺ったのはそういうこ
とではなくて、個人預金が伸びてく
る、国民貯蓄にかかわらず総体として
個人預金が伸びてくる伸び方とこの国
民貯蓄の中の特別措置で落ちる落ち
るカーブとは並行になっているのな
ら、不当な取り扱いは比較にならない
じゃないか。ところが国民貯蓄で落ち
る方がどんどん落ち方が激しくて、一
般の個人預金の伸びの方が低いとい
うことになるならば、その中にはやはり
問題が残ってくるではないか。

そこで私が言いたいことは、きょう
は時間があるから特に銀行局に
お願いをしておきたいことは、あなた
方は税務署が銀行に來たりいろいろす
ることを非常におきらいになる。けれ
どもわれわれはあなた方自身が十分に
監理をして、こういう問題において疑
惑がなくなるならば、何もわれわれは
正当な形で国民貯蓄組合が運営をされ
ることに於いては、片方に郵便貯金の
制度もあることですから、ある程度の
問題はやむを得ないところがあると思
いますけれども、事実はそうになってい
ないというところに先ほどの問題が
出てくるわけです。ですから、その点
が銀行局として一般の貯金の全体の伸
び率というものと、そういうものの中
で恩典を受けるものが同じカーブにあ
るのならば、これはマクロ的なもので
すけれども、比較的問題は少ないので
はないかと思ひます。その点は、やは
りそういう資料を整えて、十分監督を
してもらわなければならぬと思うの
ですが、今後の監督に対するかまはし
さはどうなりますか。

○大月政府委員 従来貯蓄組合の乱用
がございましたことは、われわれ遺憾
に存じておる次第でございます。こ
れはわれわれとして、ここ数年來非常
に率直に申しまして、頭の痛い問題で
あったわけでございます。それで小額
貯蓄は優遇しなくちゃいかぬ、また貯
蓄者心理に非常に水をかけるようなこ
とをするわけにもいかぬ。そうかと
いって、税の適正化という点から申し
ますと、やはりまともに保護すべき預
金を保護するというふうなことにいか
ないといけないと思ひます。その三つ
の矛盾したものをどこで調整するか。
具体的には非常にむずかしい話でござ
いますので、国税当局ともいろいろお
話し合いをしつつ、われわれの方で金
融界に対しましてもしばしば警告を発
しましたり、協会自体といたしまして
も、それぞれ自衛の措置をとって、い
ろいろ参ったのでございますが、何分
この問題は、金融機関の心がまえの問
題でもあると同時に、預金者自体の問
題でもあるわけでございます。それか
らわれわれ監督官庁の問題でもある。
これもまた三つの立場がございまし
て、この辺の呼吸が完全に合わないとい
うと、この制度はうまくいかぬという
ような非常にむずかしい問題でござい
ます。それでいろいろと努力して参り
ましたが、先ほどからお話がございま
したように、国税庁の方で直接臨検
査をいたしました結果は、まだそうい
う努力にもかかわらず、非常に課税漏
れがあるというところがありまして、税
の御当局ともいろいろ相談いたしまし
て、やはり制度としてできるだけ適正
化をはかる必要があるのだからという
のが今回法案として御提出いたした趣

旨でございます。そういう意味で、ま
ず窓口におきまして、金融機関の側
で本人であることを確認してほしい。
そのために本人に対して、本人であ
るところの証明を求めるところができ
るという権限の規定を入れたわけでご
ざいます。これは郵便貯金におきまし
ても、たとえば本人が行ったはがきを
見せろとか、あるいは米穀通帳を持っ
てきてくれとか、あるいは定期券とか
身分証明書を出してほしいということ
は言える建前になっておりますので、
それと同じ建前にする。それから貯蓄
組合で非課税の預金をしたいという人
に対しては、非課税貯蓄の申込書とい
うものを出してもらおうということ、
これも法律で明記いたしましたので、その
申込書に基づきまして、銀行の内部に
おきまして、名簿の整理をする、それ
によって二重認可というふうなもの
がないように、まず窓口自体において交
通整理をするということをしていたわ
けでございます。そういういたしますと、預
金者自体の自衛、金融機関側の心がま
えと相待ちまして、われわれといたし
ましても金融検査あるいは証券検査、
それから一般の貯蓄組合に対する監督
権としての調査権もございますので、
できるだけ金融サイドからする監督を
強化することによりまして、この制度
の適正化をはかりたい。従来のように
単に申し合せであるとか、あるいは
監督通牒であるとかいうことでは、な
かなか一般の心理に及ぼす影響も大し
い期待を持てませんので、五十万円に
全部引き上げますと同時に、法律改正
ということによって、適正化に一段と
足を踏み出すのだという姿勢をはっき
りいたしておるわけでございます。そ

ういう意味で、われわれの理想とい
ましては、国税当局が直接窓口でい
ろいろ臨検調査される必要がないとい
う状況にわれわれの金融行政でもって
持っていきたいというのがわれわれの
希望でございます。もちろん百パーセ
ントというふうにいふことは、
率直に申しまして自信がございませ
んけれども、われわれの心がまえとして、
あるいは法制上の制度として、今般の
改正は相当有効な期待ができるのでは
あるまいか、実際の行政面においても相
当の腰を入れて取り組んで参りたい、こ
ういふふうに考えておるわけであり
ます。

○堀委員 そこで銀行局として一つ十
分おやりいただきたいのですが、今般
の問題で、改正になつても、甲の銀行
と乙の銀行、たとえば大和銀行と富士
銀行、それから三井銀行、住友銀行、
三井銀行と、こういうふうな五十万円
ずついろいろ出して、それが一体同一
のものになつておるかどうか、銀行局
側で把握できますか。

○大月政府委員 これは現実には全部
を網羅して見るといふことは、率直に
申しまして相当むずかしいと思ひま
す。これは郵便貯金におきましても原
簿所管庁というものがございまして、
そこへ全部名前は集まつてくる、ここ
で五十万円の問題を審査できるという
ことになつておりますけれども、そう
かといつて所管庁でそれを全部見てお
るわけじゃないというふうな現実もご
ざいます。それと同じでございまし
て、制度としてございまして、これ
が百パーセント十分だといふことは、
私は税の立場から見まして、やはり
これは期待もできないのじゃないかと
率直に思つてございます。しかし

少なくともある一カ店の中における分
割その他の問題は、少なくともこの制
度を整備することによりましてほとん
どなくなるであらう。そういったす
と、今のお話の、ほかの店を通じてど
うなつておるかという問題は、われ
われの今考えておりますところでは、抽
出検査によつてこれはできるのじゃあ
るまいか。具体的には、たとえば東京
都と静岡県というふうなことは絶対
ないと思ひますので、やるとすればあ
る地域の問題だということになりま
す。そういったしますと、ある特定の地
域につきましてアなラという人の名
寄せを金融検査としてやるといふこ
とはできるというふうなことでござい
ますので、われわれとしては随分そう
いふような方向で金融検査の際に十分
この問題の運用の適正化をはかるとい
うことに関心をもちまして検査を続け
て参りたい。従来は検査という手段を
もつてはここの問題は取り扱ってい
なかつたわけでございますが、こうい
うように問題が非常にむずかしくなつ
て参りましたので、金融検査あるいは
職権検査、こういう問題も扱ひまし
て、やはり方も相当研究いたしまして、
名寄せのできるように、店の異なるも
のについてもうまく把握できるように
十分考えたいと思ひます。

○堀委員 それではもう一つ今度は国税庁
の方に伺つておきたいのですが、これ
までもやりたい、やりたいたと思つて
いたけれども、なかなかやれなかつた。
しかし思い切つておこなつた。やつて
みたら案の通りで——案の通り以上の
結果が出たというところだと思ひます。
そこで銀行局はあつたといふふうにお
つて、これは国税庁の側と

少なくともある一カ店の中における分
割その他の問題は、少なくともこの制
度を整備することによりましてほとん
どなくなるであらう。そういったす
と、今のお話の、ほかの店を通じてど
うなつておるかという問題は、われ
われの今考えておりますところでは、抽
出検査によつてこれはできるのじゃあ
るまいか。具体的には、たとえば東京
都と静岡県というふうなことは絶対
ないと思ひますので、やるとすればあ
る地域の問題だということになりま
す。そういったしますと、ある特定の地
域につきましてアなラという人の名
寄せを金融検査としてやるといふこ
とはできるというふうなことでござい
ますので、われわれとしては随分そう
いふような方向で金融検査の際に十分
この問題の運用の適正化をはかるとい
うことに関心をもちまして検査を続け
て参りたい。従来は検査という手段を
もつてはここの問題は取り扱ってい
なかつたわけでございますが、こうい
うように問題が非常にむずかしくなつ
て参りましたので、金融検査あるいは
職権検査、こういう問題も扱ひまし
て、やはり方も相当研究いたしまして、
名寄せのできるように、店の異なるも
のについてもうまく把握できるように
十分考えたいと思ひます。

してしばらく見ていないと、せっかく銀行局がやるというのに、横から顔を出すわけにもいきまいかということになりかねないと思ひますが、その点が私やはり今後重要な問題になると思ふのです。というのは、何かどこかでチェックをされるということになつていかなければ、銀行局の方は、これは内部的なものでどうしてもそれは手心をされると思ひませんが、されやうい可能性のある方向だと思ひますが、そういう点、この問題は税金の問題なんでしょう、最終処理はやはり国税庁の問題にならうかと思ふのですが、今度法律が改正された後に、国税庁はどういう態度でこれに臨みますか。

○原政府委員 貯蓄組合預金は総体的な計数をたしか三月と九月だったと思ひますが、まとめてその統計が出て参ります。それを見るというのが一つの方法だらうと思ひます。

それから随時税の調査に際して銀行預金を調べるということがあります。そういう際に、裏預金と申しますか、というようにものが出て参る。その中に貯蓄組合預金を非常に悪質に分割して使つてゐるというようにあるかないか、これが今後どう動いていくかというあたりが、私も特に関心。この源泉監査はやらなくても知り得るところです。こういう制度になるわけですから、一応銀行側の自粛といふか、同時に銀行検査の方でもいろいろやつていただくというのに期待したいと思ひますが、ただいま申しましたようなわれわれの知り得るデータ、銀行側で調べたデータももちろん出て参ります。それが、それを見て不足だと思ひますれば、私もやはり源泉監査をや

るといふのが当然の義務だらうと思ひます。昨年ああいうふうによつて自粛をお願いしておりますが、その後の経過で私としてはまだまだ自粛が十分でないというふうに見えております。大へん遺憾な事件が今年に入りまして、これは新聞でも報道されておりますが、査察案で大へん遺憾な事案が出ております。こういうふうなものは今後断つてやらないかあるいはどうかというふうなことは、やはり態度をきめざる場合に相当重要なケースになるだらう、それを見まして、必要ある場合はやはり監査をやらしていただくというつもりでおります。

○堀委員 そこで今度は、主税局長に伺いたいのですが、さつき触れましたように、実は百二十億なり百五十億なりが減免されておるというふうな推計が成り立つておるわけですが、実は昨年はそれによる乱用として、それを十八億ぐらになつて、二十億出たというところですけれども、私はこれは今の国税庁長官のお話ではないけれども、まだまだ実はあるのだと思ひます。

そこで私は、この委員会では、この問題はこういう格好でずつといつてもやるわけにはいきませんから、きょうの質疑で一応は打ち切りますけれども、この問題は、この改正が行なわれたからそれで済むわけではないのであつて、今後一年間については一つ銀行局は銀行局として、主税局は主税局として、国税庁は国税庁として、この問題について十分一つ誠意のある態度で一ぺんこの疑惑になつておられますとを明らかにしていただきたい、こういうふうに思ひます。銀行局は銀行局の立場がありましよう。主税局は主税局

の立場がありましようから、おのの独自の立場でいろいろ御調査になつたところはかくかくしかじかであるといふことを、今後に開かれる委員会において私どもも随時、少なくとも一・四半期に一回くらいはお伺ひして参りたい。そういう中で来年度についてはこの問題はいかにあるべきか、もう少しわれわれこれを詰めた時点でものを考へて参りたいというふうに思ひますので、それについて主税局としてどういうふうにやるかどうか、ちよつと伺つておきたい。

○村山政府委員 今、堀委員が申された通りでございまして、われわれも今後の運用につきましては、先ほど長官もおっしゃいましたような銀行局の方のデータ、それからおそろく国税局の方のデータもありましよう。それぞれデータの差を見まして、制度としてこれが十分であるかどうか、その点の辺にまたネックになつて出てくるか、それに制度的に対処する道はほかにないか、そういう点を真剣に検討して参り、必要があれば次の措置を検討して参りたい、かような心組んで今後これに對処して参りたいと思つております。

○堀委員 そこで最後に政務次官にお伺ひをいたしますが、実は私はきょう予算委員会でも、ちよつと税関関係の問題に触れましたが、時間がありませんから取りやめにいたしました。しかし、そのときの大蔵大臣の答弁は、ちよつと、何か思い違ひがあつたかの感じで、私、すなおに受け取れない点がありましたけれども、大体国民所得で三十七年度を例にとりますと、百五十億円減免されるのです。それから利子の分離課税で百二十五億円というものが

減免をされました。合わせて都合これが二百七十五億円、一般減税の方はちよつと資料を手元に持つておられますが、ことしの初年度における源泉所得、勤労所得関係は三百五十億でしつたか、何かそのくらいだつたと思ふのです。そうしてみると、まことにどうも、額に汗して働いた人から減税する分が今年度三百五十億、そうして預金のことで預けてある分については二百七十五億も負けてもらへるのだということ、これは、いかにもわれわれ勤労者という立場から、働く者の立場から見ますと、減税のあり方としてはいかかといふ感じがいたすわけです。ですから、特にこの問題は、なるほど銀行局なり、それは政府全体としては貯蓄を増強することが日本の経済の伸長に役に立つという点はわからないでもないけれども、そのことはそのこととして、しかしものの性格としては、相当慎重を要するものがあるということだけは間違ひがないと思ふのです。その点で、今各局に対しては十分、今後の問題について監視をしたいと思います、か、お願いしたのですが、大蔵省の責任者として、今後この問題についてはどう対処されるか、一つ責任ある御答弁をして下さい。

○天野政府委員 利子課税の免税措置につきましても、今まで国民貯蓄組合でやつていたわけですが、国民貯蓄組合の三十万円以下の免税措置といふものは、勤労者が全部入つておらないというわけではないのでございまして、勤労者もみな預金を納めておるわけであつて、勤労者の方々の預金利子というものが減免されているわけであつて、

います。私どもの一番ねらつておりますところは、多額の預金をやつておりながら、法の網をくぐつて、この国民貯蓄組合の免税措置によつて免れよう、こういう高額の預金者の所得をこの際切りたい、そして一般大衆の預金者の利子は減免したい、こういう考え方で基本的に進んでいるわけでありまして、なお、利子の免税措置の金額は、これは勤労者の方々の大半でありまして、高額の所得者の方は少ないというふうな判断をいたしております。また先ほどこの委員会におきましても、大体の数字においてそういう資料になるようなことを事務当局も述べておりますので、この点御了承願ひしたいと思います。

○堀委員 今、次官がおっしゃつた通り、なるほど勤労者に還元される問題でもあります。ありますが、勤労して得た収入に対する減税と、それから貯蓄に回つて、これはまあ、とにかく何にもないでいても利子として出てくるものに対する減税というものは、私が言うのは、こつちを減らせと言つてきているのなら、一般の減税をもちよつとやらないとバランスがとれないのじゃないですかというところを、私は言いたかつただけです。その点は、き違へのないように、一つ御理解をいただきたいと思ふのです。

そこで、今おっしゃる通りに、あなたも一つ責任者として、多額なる貯蓄が不当にこれによつてのされることのないようにしたいとおっしゃつたわけでありまして、もし著しくそれが、今後四半期ごとにいろいろ御報告をいただきながら検討していつてどうも制度として問題があるし、そうなる運用の

法人であつても個人であると同じ扱いをするという行き方もあると思ひます。おそらく、私の感じでは、どっちの極端がいいということではなからうという感じがしております。最近では、前者の例として、つまり個人であつても法人的にというのにびたつといふかどうかは知りませんが、白色申告者にも専従者控除を認めるというようなことは、やはりそういう角度の改正だろつと思ひます。同時に、法人であつても個人的にというものは、まきり個人的にやるといふのは技術的にも非常に大へんですけれども、数年前の税制調査会の答申の中にあつたことでありましたが、そういう税のために、法人にする場合に税を一番適当にかけんする要素は、家族従業員に対する給与をどうするかという点が大きいのです。数年前の調査会の答申では、この給与を何らかの基準で規制するというようなことをしたらしいといふ答申があつたことを記憶しております。これは諸般の關係で法律化するに至つておりませんけれども、今申し上げましたように両面のやり方がある。おそらく、これは私の個人的な意見ですが、その中間的なといひますか、それら両面の考え方をまぜ合ひながら、常識的に妥當な線を発見するといふあたりが大事なところではないかという感じがいたしております。非常に安易に考えますれば、所得税を軽くして、法人にならなくても所得税でやる、これでけつこうだといふようなことになつてくると、法人になるのは少ないといふような考え方があつて、實際問題として所得税の減税といふものはこの十年間相当進みましたから、そういう意味

では、その影響はかなりある程度は出ているだらうと思ひますけれども、それだけではないかなか徹底した解決にはならないであらう。かなり個人的な感想が入りましたが、そのような考えであります。

○村山政府委員 ただいま長官がおつしたことはほとんど同じでございます。と申しますのは、去年やりましたのは実はそのことなんでございませう。御案内のように、シャープが参りまして青色申告という制度が昭和二十五年にできたわけですよ。そしておそろくシャープが考えた点は、日本の所得税制あるいは所得課税の制度は、これはどうしても近代税制の中核をなすべきものだ、その場合にはどうしても記帳が要るのだ、記帳なくして申告納税制度が発達するわけでもない。極端に言へば賦課課税であらうが何であらうが、所得課税制度が民主的な方向へ発達するわけでもない。一方見ますと、當時は非常に混乱した事情でしたけれども、ほとんどどんぶり勘定であつた。家計と企業の会計といふものは分離されてないといふ点に着目したのだろつと思ひます。その悪循環を切り離すために、まず第一に企業会計といふものを個人の中に打ち立てよう、もしそのなつたら、それに対応するだけのメリットを与えていこう、その中にも企業会計に属する家族の労働に対してその個人が給与を出したら、それはそれとして損金性を持つてはいないか、その辺に中心を置いたものだと思つておるわけでございます。しかしもちろんこれは一種の振替でございまして、私法上から見ますと、明らかにこれは法人とは違つたわけでございます。その意

味で大体法人とのバランスもとりのながら、しかし最高限度は置きますといふのがその辺だらう。ところで去年やりましたのは、ただいま長官が言われたように、さらに百尺竿頭一歩を加へまして、白色についても専従者控除を認める。しかもそのときの考え方は、やはり客観的なバランス論でございますが、給与を出しているといふにかかわらず、つまりその従業員の労働が事業に向かつていふといふ部分が出しなせう、その事業に向かう部分がどの程度であらうとも、その事業に従事してなければいけませんから、事業に従事しておることであらう、現に出してないけれども、またその程度がどうであらうとも一律に認めていきましよう、しかし、あまりひどいものはいかぬから、外形標準でこれ以上のものといふことはもちろんございませう。こういうことにはいたしまして、今言つたような個人企業の中におきまます家計と企業のある分離の方法、おそろく将来の日本の企業はそつちに向かうだらうといふことで法人形態に近づけておる。しかしおのずから程度がございませうので、それぞれ現状に即しまして違つた扱いをしておるといふのはまさに——日本はその現状を見まして、一方に法人を個人とみなすとかあるいは個人を法人とみなすといふことではなくしてそのニュアンスの中でそのニュアンスのままにとらえていく。しかも将来の発展の方法も考えつ、現実的に税制といふものを処理していくのだ、現状はよくやくここまで到達したといふのが今の姿だ、こういうふうに考えておるわけでありませう。

○芳賀委員 この問題を提起したの

は、私も社会党としては、たとえば農業の場合の法人化にしても、小企業の共同化にしても、決して一家一法人的なものではないわけですよ。農業の場合には数戸の経営体の共同化あるいは小企業の場合にも同様の条件の数戸の小企業が共同体を形成する、そうしなければ企業近代化、共同化といふものは発展しないわけですが、政府の考え方、これは与党もそうですが、たとえば農業の場合には農業生産法人を二つに分けて、一つは農協法の中で、農事組合法人、これは五人以上で作れるわけですから、大きな家族、従業員を持つてゐる場合は一家法人が十分できるわけですよ。もう一つの会社法人の場合には、合名会社、合資会社あるいは有限会社等を生産法人として作る。これでいけば二名以上で法人ができる。これといふことになるわけですよ。ですから政府やあるいは与党の考え方といふものは一家法人を基礎にして進もうとしておる、そういう点は同じ政府の中でも大蔵当局の官僚諸君の考え方と相当基調の上において懸隔があるわけですよ。ですからこういう点は、単に税に對する一つの政策的な法人化といふものは、本来の共同化あるいは社会化を進める場合にはむしろブレイクの作用をする場合もある、われわれはそういうふうな判断の上に立つておるわけですが、それはどうですか。

○村山政府委員 税の方は御案内の通り、その税の方から法人……

○芳賀委員 あなたは税金のことしか知らぬから税金のことだけを……

○村山政府委員 ですから今言つたように、法人化をチェックするとかあるいは促進するとか、そういうことはいたしておりません。もちろん望ましい方向といふものはありませう。ありませうが、当面の税制はいつてもその現実の場面で、法人であれば法人のよいにいたしまして、個人であれば個人のような損益計算をいたすといふこととございませう。ただそれはほかの法律との關係で法人化が困難な場合があると思ひます。それからまた法人化にいたしまして、各種の制約がある問題だと思ひます。たとえば農業の問題を見ますと、その辺こそ農業の根本問題その他農業を近代化するという方向でずんずん進めていただく、それがいわば税法の基礎法の中に形になつて出てくる、税はそれに合わせまして損益をはつきりきめていく、こういう形ではないかといふふうに考えているわけでございます。

○芳賀委員 次に、今度の所得税法の改正の中で、第八条の九項ですか、寄付行為の損金算入の規定が新しく出てきておるわけですが、この寄付行為の点については法人税法の中では本法の第五条の規定が何かで寄付の損金算入の制限規定が出ておるわけですよ。今回の所得税の場合には、これは当然個人企業が対象になると思ひますが、寄付の目的について法律で明らかにしておるわけですよ。教育、科学の振興であるとか、文化の向上とか、社会福祉のためとか、あるいは公益的な寄付で命令で定めるもの、そういうような明確な目的に基づいて寄付行為をしたものが一定限損金として認められるといふことは、これは一つの前進ですが、個人企業と法人の寄付行為を比較した場合には、その目的とすることが非常に違つたわけですよ。こういう点は法人であ

ろうと個人企業であろうと、寄付金を一定の限度損金として認めるという場合においては、その寄付目的というものは同じ条件のもとにおいて制限を加えるべきものであるというふうに見えるが、この点が非常に違つておるわけである。なぜ個人企業の場合には明確な目的と制限を与えておるのか、法人の場合にはただその支出の限度だけを認めておるのか、その相違点について改正上の意図された点はどこにあるか、明確にしたい。

○村山政府委員 実は法人と思想統一した意味で今度の損金算入の規定を設けたつもりなんです。と申しますのは、個人の方の寄付でございまして、いわば必要経費になる寄付というものが、厳密に寄付と言へるかどうかわかりませんが、通常寄付と言われるもののうち、必要経費と認められるようなものはございまして。こういうものにつきましては今度規制しているわけではございせん。これはもちろん従来からその経費性を持つておるものについて、これは経費にいたしまして、こう言っているわけではございまして、これは今度の法律の対象外でございまして。その点は法人はほとんどこれは事業をやるのが目的でございまして。従つて事業の目的以外に出すという法人の場合には例外でございまして。ですから一々調べてもよろしいのでございまして、けれども、税の執行その他を考慮しまして、所得の百分の二・五、資本金の千分の二・五の範囲内、その合計額の二分の一以内であれば必要経費と認めてしまふ、これがおそらく法人の方の事業に關連する必要経費だろうと思ふので、そこでバランスをとつてある。し

かしそうでなくて、明らかに事業とは關係のない公益の目的に出した寄付金、いずれも厳密の意味では会計学的には損金性のないものでございまして。その点については使途についても同じにいたしました。というものが今回の改正でございまして、法人については例の指定寄付と去年設けました別々の寄付がございまして。これはいずれも法律で、あるいは政令で使途をはつきり定めておりまして、こういうものに対しては法人の場合には損金に算入します。こう言つておるわけなんです。個人もその場合同じようにいたします。こう言つておるのですが、ただ個人の

場合、ごらんになっておわかりになりますように、法人と違ひますのは、一つは税額控除があるということ、それからもう一つは上の方で最高限が押えられて、この二つがあるわけではございまして。税額控除の方は、もうおわかりのように、個人は累進税率でございまして、個人は累進税率でございまして、その中で、もしこれを無制限に——所得控除で言いますと、実は寄付というものの大部分が、もし寄付をしなかつた場合においては、当然国の収入になるべき税金で納めたということにもなるわけではございまして。最高でいきますと、今度は七十五であります。その上に地方税が二八割かかって参りますので、最高は八十くらいに上つてしまふわけですが、せいぜい実際には二割くらいしか寄付しない、あとは税金を振りかえたという結果になります。そういう意味で税額控除方式によつておるわけではございまして、これは累進税率から来る一つの技術上の面だと思つております。それから限度を押えるという考え方

であります。これは個人の寄付の場合、それが一体所得から支払われるものなりや、あるいは財産から支払われるものなりや、その分界がないわけではございまして。本人は所得から払つたと言つてしまふし、場合によりまして、いやそれは財産だ、財産からの寄付でございまして、これは実は所得税体系の問題ではなくて、贈与税の方の問題になるわけではございまして。贈与税につきましては、別途手が打つてございまして、一定の目的の場合にはその贈与に対しては課税しないという規定があるわけではございまして、おのずからその財産と

所得の限度が必要になつてくるわけではございまして。そういう意味で一〇〇という最高を置いたわけではございまして。まず制度を始める最初にあたりましては、各国の制度その他をいろいろ参考にしたしまして、その辺からスタートするというのが、まず常識ではなからうかというところでございまして。実は法人と個人とのいわゆる寄付金といわれるものの取り扱いについては、一応バランスをとつて提案したつもりでございまして。○芳賀委員 個人企業に比べて、法人だけが事業をやつておるというのはいさしやないですか。個人の企業でも事業でしょう。そこで具体的にお尋ねしますが、それで法人の制限額ですか、資本金が二十億ある、年間の利益が十億円あったという場合には、限界の金額といふのはなんぼになるわけですか。○村山政府委員 その計算は今すぐやりますが、個人は事業をやつてないといふお申すわけではございせん。同時に生活をやつておるわけではござい

ます。その家計があるわけではございまして、いわゆる出費というものが企業

の負担に属すべき寄付というものと、そうでない家計上の寄付というものがどうしても觀念的にあり得るわけではございまして。郷里の学校に寄付をいたしまして、家計に属する寄付でございまして、これに對しまして、たとえばどここの組合に入つておられます、ここである組合費をとつておられます、こうなると非常に必要経費そのものに近いわけではございまして。たとえば商工会議所で何か特別に会館を建てて、それに対して特別寄付があつた、経費の割当があつたといふような場合、そこは個人のところからは飛んでしまふわけなんです。家計から事業といふふうには。そういう意味でどちらかと申しますと、事業上の寄付金と家計上の寄付金と、必ずしも事業上の寄付金が多いといふことは言えなからうかと思ひます。これに對しまして法人の方は、事業目的がその存立の基礎でございまして、まず出せば通常は事業目的だといふふうには推定するのが通常だと思ふわけではございまして。ただ実際にはそうでない場合がございまして、限度が置いてあるといふことではございまして。それからただいまのお話で資本金二十億、所得十億といふ会社でございまして、三千七百五十万円が損金算入の限度であります。○芳賀委員 それでは法人の場合にはその行なう事業を順調に発展させるために、あるいは経営が順調にいくために、そのための目的で寄付をやる場合には、それは何でもかまわぬわけではございせん、理由がそこにあれば。そうする

と、たとえば政治資金的な寄付行為といふものは、やはりこの寄付をすれば会社の経営がうまくいく、ピンチを脱却できるという場合があると思ふ。そういうのは当然の寄付として容認できるわけですね。

○村山政府委員 これはあるいは税法以前の問題かもしれませんが、損益の問題でございまして。現在そういう意味でこうやつたら事業がうまくいくであろうといつて、政治献金に限らず、特定の人による場合には損金算入は認められておられません。○芳賀委員 この三千七百五十万円の範囲内でもそれは認めないのですか、そういう場合には。○村山政府委員 先ほど数字がちよつと違ひまして、三千七百五十万円と申しましたが、これはだいたい大きくて、千五百万円でございまして。今のお話で千五百万円の範囲であれば何に出してもその限度までは一々調査いたしませんといふことでございまして。資本金の千分の二・五、所得の百分の二・五でございまして、金額としてはそれほど多くもないし、またそれほど少なくもないといふ大体のところを押えておるわけではございまして。この範囲でございまして、企業を目的にしておる会社について、一々使途を調べるという必要もないし、またかえつて事務能率も阻害するであろう、この点まではまず事業上出したものと推定する、こういう趣旨でこの限度をきめております。○芳賀委員 しかし国民の側から見ると、これは金額のいかんにかかわらず納得のできないことなんです。法人の場合にはそういう範囲まで寄付を出しても、これは許容限度内だから何に出

してもかまわないというようなことで、やはり大資本と政治との腐れ縁というものはいろいろな形で出てくると思う。われわれとしては、とにかく大蔵省の主税当局で作った税の制度やその内容というものは、百パーセント信頼できるということはできないのです。二十年も三十年も年率をかけたんだから、おれのが一番權威があるというわけにはいかないわけです。内容を分析すると、ですからこういう点に對しては、やはり寄付行為等に対しての税法上の制度というものはやはり法人であると個人であるとかかわらず、同一目的のためにこれが使用されるとか、こういうものについてはこれは損金として認めるということにしなければいけないと思う。これは政務次官はそう思わぬですか。

○天野政府委員 ただいままで主税局長が答弁している通りであります。○芳賀委員 次に、所得税の改正の中で、たとえば基礎控除や配偶者控除や寡婦控除等がさきやかに一万円程度引き上げになっておりますね。どうして改正のために、たとえば事業控除の中心をなす基礎控除等について、九万円が十万円になったとかいう、そういうさきやかな引き上げしか実際はできないものであるかどうか。そういう点はいかがですか。

○村山政府委員 なかなか一挙にはいろいろな関係があつて参りかねるといふことが一つでございます。しかし、それにいたしまして、課税最低限は平年度で四十一万四千円程度になります。これは昭和十五年の最低限——これは昭和十五年ですから、ちょうどシャッブ以前の最大の改正のあつたときでございます。そのときの課税最低限を今日の物価で換算いたしますと、価額価値で換算いたしますと、たしか二十七万円くらいだろつと思ひます。それよりも相当上がつておるといふことで、さきやかにさきやかにやつてきたのが積み重なりますと、相当なところまでおつておるといふことが言えるだらうと思ひます。

なお、シャッブの勧告による税制改正後今日まで、国税におきまして平年度約八千億の減税をやつております。そのうち七千億程度のものが所得税でございます。しかもそのうちの三分の二は控除で上げておりました。税率はその三分の一程度でございます。控除でございますが、これは基礎控除とかあるいは配偶者控除とか、いろいろございまして、これはいろいろな家族構成を考へまして、それぞれその控除を上げれば、多少の差はございましてけれども、全体の基礎控除、それから配偶者控除、それから扶養親族、家族構成の生計費等をにらみ合せておいて、それでバランスをとつて上げておる、こういう実情でございます。先ほどもちよつと触れたのですが、外国に比べて低いじゃないかというお話でございますが、確かに絶対額は低いわけでございます。アメリカは同じ標準世帯で百二十万円の程度でございます。それから英国、西独あたりでは七、八十万円になっております。ただ、これは絶対額はもちろん低いわけでございますが、平均所得に對して課税最低限がどの辺にくるか、何物のところへくるかということになりますと、これらの国と比べますと、日本の場合はずっと高いところまでおつて、平均所得に對

してたしか五八〇〇〇くらいのところまでおつておるわけでございます。一番低いのはもちろんアメリカでございます。平均所得は一世帯で四百万円をこしておられます。そういうことで、なかなか一挙には参りかねますが、逐次いろいろな御指摘を受けまして、でき得る限り減税に努めて参り、今日ようやくここまでできたという実情でございます。

○芳賀委員 だからこういう問題は、やはり経済の成長の度合いとか、あるいは最近の物価の騰貴の状態とか、それから国民生活の実情とか、そういうものを十分総合的に勘案して行なうべきは行なうということではないかと、わづかすつ上げておるからまあかんべんしてくれということではないかと思ひます。たとえば、先ほど同僚委員諸君が触れた国民貯蓄の控除の問題等にしても、やはり本質的には、基礎的な控除というものをどう引き上げてこれを均等させるかというところの方が、むしろ重要性があるとわれわれは考へておるわけですが、たとえば基礎控除を一万円引き上げた場合には、税収入に及ぼす影響は幾らになるのですか、一万円ずつ上げていった場合。

○村山政府委員 基礎控除で上げますと、三十六年度税収で百六十億減収でございます。

○芳賀委員 ですから、税の自然増収等からこれを見合つた場合、減税々々なんて言つても、国民の側から見れば取られ過ぎで、皆さんの側から見れば取り過ぎということになる。ですから一万円上げてわづか百六十億円しか減税にならぬということでは、これは問題にならぬと思ひます。十万円上げたつて、千六百億でこれはおさまるじゃないですか。実行可能ですよ。千六百億くらいなら、やればやれる問題なんです。こういう税制の改正などは、大蔵省の事務当局だけでやつてい

るものであるか、あるいは与党の意思というものがいささか加つて改正等が行なわれるものであるか、その内部事情は一体どういふことなのでしょう。これは政務次官にお尋ねします。

○天野政府委員 与党と政府側とよく連絡をとりまして、日本の国民経済や国民生活の状態、また翌年度の予算等をいろいろ検討いたしましたきめてい

るような次第でございます。

○芳賀委員 次に、お尋ねしておきたい点は、前回もいささか触れた問題ですが、専従者控除における青色と白色の取り扱いの問題と、今回の場合においても専従者控除というものは是正されてい

ないわけですね。年令的な引き下げがちよつと行なわれただけです。それでこの点については、先日の相続税の審議の場合に主税局長は、個人企業の場合には、財産の帰属あるいは所得の帰属は、これは経営者ということに割り切つておるといふ、そういう明確な答弁が行なわれたわけです。ですから、たとえば所得の帰属が経営者であるということになれば、同一事業の中における従業員、家族に対する控除あるいは支出というものは、これは給与というふうに、白色であると青色であるとかかわらず、そういうふうには規定して差しつかえないわけですね。

○村山政府委員 そが非常にむづかしい問題だとこの前申し上げたわけ

でございます。青色でもなかなかむづかしいわけでございますが、これは一応企業会計と家計を分離してござい

公平の原則、公平の原則といっても、わざわざ不公平な改正を行なつて、何か言つと、それは公平の原則に照らしたときにはなかなかむずかしくてできませんということばかり言つておるでしよう、あなたは。こういう点はもう少し専門的に検討し直す必要があると思う。改正の問題全般について述べれば、質問を簡単にしても数日間かかるからきょうは控えておきますが、一、二の問題を取り上げてもうこういうことになつておる。こういう点を与党と十分相談してやりましたということになると、一体与党自民党というものは、農業であるとか中小企業に対して、特

に法人以外の所得税については全く冷酷きわまる態度を持っていると言つて当然であるわけですね。そうでしょう。そういう点については、今からでもおそくはない。控除の場合には、何も計算機を回す必要ないでしょう。こういう点は、やはり当委員会等においても全会一致の修正案ぐらいは少くとも出す熱意というものがなければ——これはまあ内輪なことを言うわけですが、そう思うわけです。政務次官並びに主税局長は、こういう点に対して、一体どう考えておるか。今は直す気がないが、後日すみやかに直すつもりがあるとか……。

○天野政府委員　政府も与党も、農業等に関しましては、できるだけ有利に

なりますように、また、うんと伸びて参りますように、こういう考え方で進んでいるわけであります。芳賀委員の今のお話は、ちょっと的はずれな、誤解ではないかと思う次第でございます。

ただいまの点につきましては、主税

局長より答弁をいたします。

○村山政府委員 申し上げますが、この課税最低限は、これは必ずしも所得金額で出ておりません。給与の方は収入金額で出した方が実感が出るというので、従来から収入金額で出ております。従って、収入金額と所得金額の違いでございます。給与の方は、御承知のように経費というものを引かないで、給与所得控除でやっている。ですから、今の差額が、こちらが多いというのはその関係でございます。バランスがとれているわけでござい

ます。

○芳賀委員 政務次官が今のはずれと言われたのは、どういう点が的はずれ

なんです。その点だけを……。

○天野政府委員 政府と与党が農業に

関して冷徹無比だというお話がござい

ましたけれども、政府も与党も、農業

関係者の利益の増進、生活の向上、成

長等につきましては、立党以来、また

多年にわたって心をいたしておると

ろでございまして、この点は誤解のな

いようにお願いをいたします。

○芳賀委員 申し合わせの時間です

から、最後の一点だけで終わります。

ただ問題は、この農業やあるいは中小

細企業の、企業そのものの実情とい

うのは、これはもうほとんど個人企業

ということになっておるわけです。企業

が所得税の申告をやる場合も、農業の

場合には青色申告が六割で、白色が

四割、営業等の場合においても、青色

が四五割、白色が五五割、それから農

業の場合には、ほとんど一〇〇割がこ

の不利な税制下に置かれておるわけ

です。それから中小零細企業の場合に

も、過半数が不利な状態に置かれて

おるというこの実情は否定することが

できないと思うのです。しかも、農業

や個人企業の場合のこの専従者控除の

場合においても、たとえば十二万円と

しても、これは給与者に比較すれば基

本給が月額七千円ないし八千円でし

ょう。それに諸手当がついて、大体月

額にすれば一万円という程度です。か

ら、だから、所得倍増なんてえらそう

なことを言っても、実質的な、実際に

業に従事しておる人たちに對する所得

の上昇率というものは、実質はそこま

でいかなくても、税制の面において

は、これだけ高まっているというよう

な計算の上に立つて控除等が行なわれ

るのは、当然なわけなんです。そうい

うことが全然行なわれていない。白色

の場合にも、十二万の分を二十五万か

ら二十万に引き下げただけにすぎない

です。白色の七万円というものはそ

のまま据え置きになっておる。こうい

う点をなぜこの改正の機会に、あたた

かい人間性のある配慮をしなかったか

ということを私は指摘しているのです

よ。それが私の質問の的なんです。か

ね。何もはずれていないじゃないです

か。これは答弁は要りませんが、非常

に大事な問題であって、事務的な問題

じゃない。こういうのはいわゆる政策

的な高度の政治配慮の問題であるとい

うことを最後に指摘して、きょうは時

間切れです。質問を終わります。

○小川委員長 武蔵山治君。

○武蔵委員 大體通告では三時間の予

定をもらっておりますが、皆さんが静

かに聞いてくれればもっと短縮をいた

しますから、答弁の方も要領よく御答

弁をしていただきたいと思います。

最初に自然増収の見通しでございま

すが、先ほども大蔵大臣に質問をした

際に、どうも減税が少な過ぎるという

立場からの質問をしたわけでありま

す。過般、中山税制調査会長が本委員

会において、減税規模は何を基準にき

めたかという質問に對して、実は審

議会で、千億円、さらに三千億円の減

税の主張というものがあって、その中

間の千五百億円の程度というものをめ

にして実は減税案を作った、こういう

答弁をいたしております。議事録から

はつきりそれを読みとったわけであり

ますが、どうもそういう目の子勘定で

減税額をきめて、そこから税金の内部

にわたっての積算をしておる、そうい

う感じを私たちは持つわけです。そこ

で、来年度の自然増収あるいは税の見

積もりというものが、事実の徴税額と

は大へん違うのじゃないだろうか、私

たちはそう考えるのです。その点主税

局長の見通しとして、予算書に計上し

てある税収見込みにはさほど事実と狂

いはないという確信のある答弁ができ

全所得者でございます。一方、半数以上が失格者でございます。のみならず申告所得税の場合、国民所得計算では業種所得に入っていない、賃貸所得です。それから国民所得計算では、その中に含まれていない資産所得を含んでおります。キャピタル・ゲインの関係の所得、それから給与所得もまた含まれております。それぞれ総合でもって申告するわけでございます。あとで源泉して差し引きします。その差し引きの答えが申告所得税に出てくるわけでございまして。従いまして、大きく狂っているとは言いませんけれども、そのうちどれだけが経済見通しの狂いに照応する部分であるか、それから見積もりの固有のものがどれだけであるかということ、実は非常にむずかしい問題でございまして、これからの検討の分野でございまして、非常にむずかしいかと思っております。いろいろ試算してこの数字を見まして、いろいろ試算してみますと、今の時期のズレとか、そういうものを推定すると、それほど大きくならないように思っておりますが、まだ確信のある数字を出すところまでは至っておりません。

○武蔵委員 今、主税局長は、資産所得とあるいはその他の利子所得、そういうようなものをみな合算されて、経済成長は見られておるからと言われましたが、私が今ここに持つておる資料では、個人事業所得、そのすべての伸び、それと申告の所得税の伸び、これの数字だけを見ましても、たとえば一例を申し上げますと、昭和三十四年の個人事業所得とこれの当初見込みと実績では一・三％の狂いが出ておる。

それから三十五年度は四・一％狂いが出ておる。ところが税金の方ではどうかという、申告納税所得の方では、三十四年度が四・七、三十五年度は三十四％も狂いが出ておるわけですから。そこで常識的に考えて、そういうこまかいデータを全部並べなくて、五・四％の成長率で積算をいたしますと、大狂いが出てくると思われぬ点を一つ申し上げますと、大体日本経済が三十七年度においてどの程度の生産の伸びを持つかというところは、これは経済学の原論だけを読んだだけだつて、どの程度目安としては伸びが出てくるかということとは出てくるはずであります。その一つは、投資金額が三十七年度にどの程度算出効果になって現われてくるか、国の総生産量になって現われてくるかというようなことを考えた場合に、企画庁が予算委員会ですらに答弁しておる数字だけでも、投資金額の六割は算出効果として翌年に現われてくるという答弁をしております。下村理論などを読むと、投資金額をそっくりが翌年の生産量に出てくる、こう言っておる。そのうなると三十七年度の国民総生産の金額は、最低限一兆五千億円で上の伸びがある。ところが五・四％の伸びというところはわずかに九千億円で国民所得率はふえないという結論になっておる。九千億円しか国民所得が伸びないという中で税収を考えていくから、全体の税収の見込みというものが非常に低いところに数字が出てくる。そういう点から考えて、ちょっと検討しただけでもこれ以外にかくし財源が相当出るといふ見通しが、私は正しい見通しとして出るのじゃないかと思うが、そういう見通しの考え方というものは全くの間違いでしょうか。それともあなただは、いや、われわれの積算の基礎は絶対事実とそんなに違いがないんだ、先ほど、確信のある答えはでないとおっしゃっておりますが、事実とそんなに狂いがあつたという、そんなにもというパーセンテージの比率が五％違うあるいは一〇％くらい違ふものか、まあ大した狂いではないということになるのか、その大した狂いがないというその振幅の度合いは、どの程度まで考えておられますか。

○村山政府委員 政府の今見ております自由企業の伸びなり、あるいは生産の伸びなり、あるいは物価の伸びなり、これについてわれわれが税を見積もるときに、別の見解を立てていないということでございます。それが当たるか当たらないかということとはわかりません。わかりませんが、政府といたしまして、税を見積もる場合も経済の見通しの場合も同じ見通しに立っておるということにすぎません。もちろん、それはいろいろ過去はこうでなかったというところはございまして、見通しといたしましては同じ前提の上に立っておるわけでございまして、ですから、その点はおっしゃられても、われわれはその立場で計算してあると申し上げるよりほかはないわけでございまして。ただ、先ほど申しましたのは、国民所得計算上の個人事業所得と申告所得の伸びを比べたときに、国民所得計算上は賃貸所得だとか、今の賃貸所得は別建になっております。これは申告所得税では入ってくるわけでありまして、それから、今の国民所得の計算上、個人事業の所得に入っていない資産所得が、申告所得税では入っておるというところを申し上げておるわけであり

ます。最近では、今の土地の譲渡所得が相当非常にふえておりますので、この伸びは非常に強いということを申し上げたわけでありまして。さらには給与所得がその中に入つておるということも申し上げておるわけでありまして。それから国民所得計算上は業種所得者につきましましては、全所得者でございます。しかしこちらの方は事業所得に限りまして、有資格者だけの分を計算してございまして。それから大体今の計算期間が会計年度と暦年の違いがございまして。それから、納期の関係でだいぶズレがございまして。ですからその辺どこまで違うのかというのをわれわれが部内で検討いたしましたも非常にむずかしいので、なお検討の段階だ、ただかなり違う要素があるもので、これが一致しなければならぬという目でございになると、その限りにおいてはかなり違う要素はあるということを申し上げておるわけであります。

○武蔵委員 違う要素があるのは私も承知しております。質問するときはからわかつておるのです。しかしその辺の幅があまりにも激しいのです。三四％も当初予算の見込みと実績が違ふというようなことは、これはあまりにも違い過ぎるわけですね。もしそういうことで反駁なさるのでしたら、もっと具体的に聞きますが、たとえば主税局長、この租税及び印紙収入予算の説明書の九ページに、配当所得に対する税額というものがございまして、この配当所得に対する税額が三十六年度と三十七年度を比べて一銭も税額がふえないという根拠、その見積もりの算定の基礎、どういう理由で配当所得税が一

銭もふえないのですか。経済は伸びていくのに配当所得が一銭も伸びないというその理由は何か、はつきり数字に基づいて説明してもらいたい。

○村山政府委員 こまかい数字はあとで確かめて申し上げますが、大体今私の検討しておるところでは、増資額そのものは、平均的に見まして、これは平均で計算しますが、前年度より若干ふえている。しかしながら、配当率は落ちるであろう、こういう計算をしております。それから配当所得として出て参りますのは、投資信託もまたそうでございます。オープン式、それからクロス式、それぞれ計算しております。大体似たところに結果的になつたものと思ひます。詳細につきましましては、必要がありますれば御説明申し上げます。

○武蔵委員 減配が多いとかあるいは配当率が落ちると申しますが、日本の経済が、とにかく一四・二％も一カ年間で成長していくという過程で、急に金融引き締めをしようが、あるいは急に投資を制限しようが、それが三十七年度内に、全然配当が総金額としてふえないなんていうことは考えられないことなんです。これは必ずふえるのです。だから、これ一つ見ても、税収入の見積額というのが非常にいいかげんなものだということの一つの証拠だと私は思うのです。さらに税金の方がそれほど狂いがないというのでしたら、たとえば源泉所得の場合でも一〇・三％の伸びだ、総支払金額において一〇・三％来年は増加する、これを積算の基礎にして、一人当たりの給与が六・一％ふえる、こういう計算をいたしておりますが、これらの計算でも、

逆算をして、減税額を先にきめてから、所得税でどの程度とらう、法人税でどの程度にしようかという、けつからの計算をして比較しておると思うのです。上から、確実に、日本の経済がこういう工合だからこうだという数字を押えて、そして税額が出ておるのじゃなくて、大ざっぱな減税の規模をきめて、けつから各税目別に計算をしておると私は思います。そうでないですか。

○村山政府委員 今ちょっとわかりました。現行と改正が変わらないというのは、予算の説明書の九ページのところをおっしゃっておるわけでございますか。——これは三十七年度の税収見積もりで、改正前と改正後は変わります。それは同じ三十七年度についていっておるわけでございます。と申しますのは、何もこの点について改正をいたしておりませんので、その点を変えるわけはない、そういう数字を出したにすぎません。ですから、去年と同じだと、私は今ははっきり確かめないで申したのですが、これは五百六十四億、去年が四百六十一億でございます。予算が四百五億、実績見込みで四百六十一億、従いまして、予算に対しては約百六十億ふえるわけでございます。実績に対しては百億ふえる。

なお、今の計算の基礎も若干わかりましたので申し上げます。平均資本で大体一八〇〇くらい伸びと、その配当の基礎になりますものを見ております。ただこれは無配、有配の平均率でございますが、配当率は一一・八〇から一〇・八〇くらいにダウンするであろう、こう見ております。同じくオープンにつきましても、残存

元本は一三七・九〇〇くらい伸びるであろう、ただ分配率は若干落ちるであろうというふうな見方をしております。追加方につきましても、一二・二〇幾らというふうな、それぞれ積算の根拠がございまして、先ほど同じだと指摘されましたが、その点は違っております。

○武蔵委員 それでは先ほどの申告所得税の方へ戻りますが、営業が八・九、農業が二・八、その他の事業が一四・七、その他一一・五の伸び率を基礎にして計算したと書いてありますね。農業の成長が二・八、あるいはその他の事業の一四・七、あるいは三十七年度の実績と比較して実績にはどの程度開きがありますか。

○村山政府委員 先ほど申しました営業八・九、農業二・八、その他事業一四・七、その他一一・五、合計九・八というの、三十七年度の実績見込みに対する比率でございます。農業につきましては、これは農林省、企画庁ともに計算しております。来年度八千五百四十三万石、これが一番大きなものになっておりますが、同じ見積りによつてございまして、それから営業につきましては、過去のいろいろな統計を調べてみたのですが、どうも生産の伸びと物価、それから個人の消費金額というものが、この辺の相関関係から見て参るの、過去の経験でいうと一番当たるようでございますので、その相関関係をから見てございまして。

○武蔵委員 大へん与党の皆さんから時間をせかれておるので、この問題は所得税法が可決されたあとでも、じっくり質問したいと思つております。そこで一つだけ——皆さんに迷惑になるから、あと五分間だけでやめたいと思つております。先ほど、生計費には課税しないという原則を私も社会党は主張しておるというのを申し上げました。そうしたら、やや生計費には課税しない程度に改善されてきた、そういう答弁があったようでありまして、ここに企画庁の出しておる統計資料によりまして、現在の消費支出というものは月どのくらいになるかということが出ておりますが、主税局長の見解ではどのくらいになっておると思つております。

○村山政府委員 われわれは課税最低限を計算する場合には、いわゆる最低生計費との比較をとつていのでございまして。生計費の数字を調べました上でまたあとで申し上げたいと思つておりますが、それを毎年計算しているわけでございます。一つの方法は、それぞれ年令構成に応じてきた場合に、最も経済的な食糧を求めてきた場合に、それが一体飲食費で幾らかかるか、それからあとエンゲル係数でそれを割り返しますと、最低生計費は幾らになるか、こういうマーケット・バスケット方式による計算方式、それからもう一つは、家計の方の統計から出して、ある消費金額と飲食費の比較をとつてみます。それでだんだん飲食費の割合は……。

○武蔵委員 家計費の、現在あなたが認識している月別の金額は幾らになるかというのを聞いています。そんなことを言うと、また質問をやり返しますよ。

○村山政府委員 四・三人で三万四千円だそうでございます。

○武蔵委員 標準世帯で三万四千二百九十円、総支出が三万七千二百六十円というの、皆さんと同じ政府の機関の

これは果進がききますから、もつとその割合以上にふえるだろうと思つております。

○武蔵委員 一万円で百六十億ですか、そうすると現在四十一万、あと九万足した場合ですね。果進で計算して、大ざっぱに本職の皆さんが計算して何百億くらいになりますか。

○村山政府委員 おそらく千五百億から二千億近くになるんじゃないかと思つております。

○小川委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたします。

○小川委員長 これより順次討論、採決に入ります。

まず所得税法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

通告がありますのでこれを許します。武蔵山治君。

○武蔵委員 ただいま上程になりました所得税法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表して反対の討論をいたしたいと存じます。

今回の所得税法の改正は減税が中心でございますが、その減税の幅が非常に少ないということが私どもの承服できない一点であります。特に経済成長の見通しと税収入の見通しが、実際の徴収の際にあつてかなり幅があるというところを、私どもは過去の例に徴して認識をいたしております。そういう関係から、明年度の自然増収というものは今日公表しておるものよりかなり多額の自然増収になると思つております。従つて、もつと思つ切つた大幅減税を断行し、特に生計費には課税をしないという原則を、減税の中に実現をすべきであるという点が、本改正案に

対する不満の第一点であります。

第二は、税の公平の原則を貫くという立場から見て、今日日本の経済を高度成長せしむるという理由で、独占資本に非常な恩恵を与えておき、大衆には、その能力や産業の特殊事情から恩恵を受けられないような、農業、零細業者に対しては、あまり思いやりをしないという税法ではなからうかと思われするのであります。私も公平なる税を実現するために、もっと中小、零細商工業者に対する思い切った減税措置を断行すべきだと主張をいたすものであります。特に自家労働の控除あるいは借家住まいをいたしておる勤労者に対する家賃控除なども新設をすべきである。あるいは過当競争の宣伝費用などもかなり使われておるが、これらの過当宣伝費用、広告費用に対しては課税すべきであり、これらの税の不統一を統一的なものに改めてこそ真の減税と言えると思うのであります。私どもはさような点を強く痛感いたしました、本案に対しては、社会党をあげて反対せざるを得ないということを申し述べまして、反対討論にかえたいと思ひます。(拍手)

○小川委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決に入ります。

採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○小川委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

次に、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

通告がありますので、これを許します。

す。藤原豊次郎君。

○藤原(豊)委員 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきまして、社会党を代表しまして反対意見を申し述べます。

第一の理由は、年間所得が八十万円から九十万円の人で二十七万円くらいの貯金しかない、あるいは九十万円から百万円の人で三十七万円の貯金しかないという、この一つのこと、しかも年間所得七十万円以上の所得者は全所得税納税者の約一二%だ、こういう点からみまると、国民貯蓄組合の限度額を三十万から五十万に引き上げることは、高額所得者の減税のためであつて、国民貯蓄組合の精神に反しておるのではないか、こういう点を反対の理由の一つにしております。

もう一つは、高額所得者が、国民貯蓄組合を乱用して、そうして組合への二重加入とかあるいは分割方法で、結局は脱税しておるのだ、その脱税することを防止するの、当局の方では納税者の善意とかあるいは金融機関の善意とか協力とかいう精神面だけにたよろうとしておる。しかし、これを精神面にたよろうとすること自体が不可能である。なぜなら、加入するその人自体が脱税ということを考えておること、また銀行にせよ、証券会社にせよ、税務署に協力するよりも、銀行は預金を集め、証券会社は公社債の売買をする方がよほどいい、そのために違反したつてわずか三百円の過料しか取られない、こういう状態では、幾ら精神面を説かれても、銀行なり、あるいは組合に入る人なり、証券会社なりの本質が違いますので、とてもこういうふうなことで防止はできない、こう考

えますので、この二つの点から本案に反対いたします。(拍手)

○小川委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決に入ります。

採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

○賛成者起立

○小川委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次会は明日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十分散会

〔参照〕

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)に関する報告書
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)に関する報告書
〔別冊付録に掲載〕

大蔵委員会議録第七号中正誤

三 行 誤 正
三 末 第二十九条 第二十九条
二 二項 第二項

三 行 誤 正
三 九 前項の 第一項の
二 五 五

三 中 段 果皮その他 果皮その他
三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

三 上 二に改める。 改める。

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

四 上 二 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル
ニ 四ニチル鉛 四ニチル

昭和三十七年三月六日印刷

昭和三十七年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局